

《研究ノート》

アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価

小松良正

- 一 序論
- 二 アメリカにおける民事司法改革の制定
- 三 RAND報告における民事司法改革法の評価
- 四 連邦司法センターによる評価
- 五 合衆国司法会議による議会への最終提案
- 六 総括

一 序論

我が国における旧民事訴訟法の下では、裁判には、時間と費用がかかり、国民の裁判離れが深刻な問題となっていた。そのため、一九九八年一月一日から、新しい民事訴訟法及び民事訴訟規則が施行された。その主要な改正点は、(1)争点整理手続の整備(民訴一六四―一七八条)、(2)証拠収集手続の拡充(民訴二二〇条)、(3)上告制度の改善(民訴三一―三二七条)、および(4)少額訴訟手続の創設(民訴三六八―三八一条)である。特に、新民事訴訟法は、訴訟

遅延を防止し、手続を迅速に進行させるため、当事者照会制度を新設し、また文書提出命令の範囲を拡大して、早期の情報収集およびこれに基づく証拠の収集を可能にするとともに、三種類の争点整理手続、すなわち準備的口頭弁論(民訴一六四条)、弁論準備手続(民訴一六八条)、および書面による準備手続(民訴一七五条)を用意し、早期に収集された証拠に基づいた徹底した争点整理を図ることとした。そして、民事訴訟法は、これらの争点整理を前提とした集中証拠調べを規定し(民訴一八二条)、訴訟が迅速に進行することを目指している。また、裁判所において、これまでも実務上行われていた進行協議期日の制度を民事規則上明文化するとともに(民訴規九五条)、第一回口頭弁論前における参考事項の聴取(民訴規六一條)や、期日間積明の制度を明文化して(民訴一九九条)、裁判所が訴訟手続を迅速に進めることができるように配慮している。

これに対して、アメリカ合衆国においても、すでに以前か

ら民事訴訟手続には時間と費用がかかり、民事訴訟手続は、主に一部の企業や裕福な当事者によって利用されるに過ぎないとの批判がなされていた。このため、一九八〇年代に、民事訴訟における遅延と費用を減少させるための方策について、各方面から様々な提案がなされたが、その中で議会側からは、Biden 上院議員の提唱に基づいてブルッキングス研究所特別委員会の報告書が作成され、一九九〇年一月に両院に提出された⁽¹⁾。この報告書の作成には、現役の裁判官が参加していなかったため、審議の過程において司法部からの批判を受けることとなり、その内容は修正・緩和され、裁判所の見解をも取り入れた内容のものとなっていた⁽²⁾。一九九〇年に成立した民事司法改革法 (Civil Justice Reform Act) は、基本的にこの報告書を基礎として制定されたものである。この法律は、民事訴訟における遅延と費用を減少させる方法として、この報告における提案をその内容として規定し、また、実験的な性格から、その有効期間は七年間とされ、一九九七年の十二月に有効期間を終了した⁽³⁾。

民事司法改革法は、その内容とされた訴訟の遅延と費用を減少させるための諸方策の有効性を検証するため、一〇の連邦裁判所をパイロット地区に指定した⁽⁴⁾。また、これらの裁判所との比較検討の見地から、合衆国司法会議は、さらに一〇の連邦裁判所を比較地区に指定した。この他、改革法は、五の連邦裁判所をデモンストレーション裁判所に指定した⁽⁵⁾。そ

して、パイロット地区及び比較地区については、RAND 民事司法研究所が、デモンストレーション裁判所については、連邦司法センターが、それぞれの裁判所において実行された訴訟手続の有効性を検証するものとされた。そして、合衆国司法会議は、以上の報告に基づき、議会に対して訴訟の遅延と費用を減少させるための方法についての最終報告書を提出することを義務付けられた⁽⁶⁾。

そこで、本稿では、まず第一に、一九九〇年に制定された民事司法改革法の内容を概観した後、第二に、改革法の下で、パイロット地区及び比較地区に指定された裁判所における裁判実務を評価した、RAND 報告の内容を紹介する。第三に、同様に改革法の下で、デモンストレーション裁判所に指定された裁判所における裁判実務を評価した、連邦司法センターの報告書について検討し、第四に、以上の報告に基づいて、合衆国司法会議が、議会に対して提出した最終報告書について考察し、若干の総括を述べることとする。

(1) 民事司法改革法の成立過程の詳細については、大村雅彦「米国における民事裁判の現況と改革の動向——民事裁判改革法を中心として——(中)」『国際商事法務』二巻六号六八三頁以下(一九九三年)を参照。また、米国における民事司法改革の現状と背景、民事司法改革の基本問題等について、古閑裕二「アメリカ合衆国における民事司法改革」『法曹会編「アメリカにおける民事訴訟の実情」一頁以下(一九九七年)を

二 アメリカにおける民事司法改革法の制定

1 民事司法改革法の制定

アメリカ合衆国においては、一九九〇年に、ブッシュ政権の下で、迅速かつ低廉な民事訴訟手続を目指して、議会により、民事司法改革法 (Civil Justice Reform Act) が成立した。この法律は、前述のように、実験的な性格を有しており、制定の日から七年間有効なものとされ、一九九七年の十二月

参照。また、民事司法改革法の評価に関する近時の文献として、菅原郁夫・民事裁判心理学序説三三三頁(一九九八年、信山社)、エドワード・H・クーバー「プリトライアルとトリアル」の構造：アメリカ合衆国の視点」『民事訴訟学会編「民事訴訟法・倒産法の現代的潮流」三五頁および四〇頁(一九九八年、信山社)参照。本稿は、以上の文献に負うところが極めて多い。

(2) 大村・前掲注(1)『国際商事法務』二巻六号六八五―六八六頁。

(3) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 103 (b) (2), 104 Stat. 5096 (as amended). Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(4) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 105 (a), (b), 104 Stat. 5098 (as amended). Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(5) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (a), 104 Stat. 5097 (as amended). Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(6) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 104 (d), 105 (c), 104 Stat. 5097-98 (as amended). Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

の有効期間を終了した。民事司法改革法は、各連邦裁判所が諮問グループ (advisory group) の援助により、費用と遅延を減少させる事件管理の計画を進展させることを要求した⁽⁷⁾。この法律の下での新たな手続を評価する経験的な基礎を提供するために、民事司法改革法は、合衆国司法会議に対して、連邦裁判所のうち、一〇の裁判所をパイロット地区に指定することを求めた。これらの地区に指定された裁判所は、以下の原則をその計画に取り入れなければならないものとされた⁽⁸⁾。さらに、合衆国司法会議は、比較検討の見地から、必ずしも以下の原則を取り入れることを要しないものとして、さらに一〇の裁判所を比較地区に指定した⁽⁹⁾。そして、パイロット地区に指定された連邦裁判所は、一九九一年一月三十一日までに、また比較地区を含めその他の全ての連邦裁判所は一九九三年一月一日までに、訴訟の費用と遅延を解消するための

一定の方法を採用することを義務付けられた。⁽⁹⁾

2 民事司法改革法の内容

(1) 民事司法改革法の下で、パイロット地区に指定された連邦裁判所が、その裁判実務に取り入れなければならないものとされた諸方策は、次の通りである。

① 類型的案件管理 (Differential Case Management: DCM) 類型的案件管理とは、個々の、事件に特有な管理の程度を、事件の複雑性や、事件の審理のためその準備に必要とされる時間、および事件の準備や終了に必要とされまたは利用しうる司法資源及びその他の資源といった基準に合わせで定めるものである。⁽¹⁰⁾

② 裁判官による早期の事件管理 これは、司法官 (Judicial Officer) が、早期に審理前手続をコントロールすることにより、(a) 事件の進行に関する評価と計画を行い、(b) 一定の例外を除いて、早期の確定的な審理期日を設定し、訴状提出後一八ヶ月以内に審理が行われるようにし、また、(c) ディスカヴァリの範囲やその終了の日時を管理して、ディスカヴァリが適時になされることを確保し、さらに(d) 可能な限り早期に、申立て (motion) の期限と、それらの解決のための時間的枠組みを設定するものとしている。⁽¹¹⁾

③ 複雑な事件をモニターし、管理すること 司法官が複雑なものと判断した事件、およびその他の適切な全ての事件

について、裁判所等は、ディスカヴァリ・事件管理協議または一連のそのような協議を通して、注意深いかつ慎重な監督を行うものとされている。そして、その協議を主催する司法官は、(a) 当事者が和解または訴訟の続行を受け入れる可能性およびその適切性を調査し、(b) 主要な争点を確定または明確化し、適切な事例では、連邦民事訴訟規則四二条 (b) 項における、段階的解決または二段階争点審理を提供するものとし、(c) 地方裁判所がディスカヴァリの終了について設定することのできる期間上の制限に合致するように、また不必要なまたは高額のディスカヴァリを回避するために利用可能なディスカヴァリの数を確定かつ制限し、およびディスカヴァリを二段階またはそれ以上の段階に分けて行うために裁判所がとることのできる手続に合致するように、ディスカヴァリの予定および計画書を準備するものとされている。また、(d) 可能な限り早期に、申立の期限と、それらの解決のための時間的枠組みを設定するものとしている。⁽¹²⁾

④ 自発的な情報交換と協力的なディスカヴァリによる、効率的なディスカヴァリの奨励 裁判所は、当事者及び弁護士間における自発的な情報交換や、協力的なディスカヴァリの利用を通して、費用効率の高い (cost-effective) ディスカヴァリを促進すべきものとしている。⁽¹³⁾

⑤ ディスカヴァリに関する申立ての前に、ディスカヴァリに関する紛争を解決すべき誠実な努力 裁判所は、ディス

カヴァリに関する申立てをした当事者が、申立てにかかる事項について、相手方代理人と合意するため相当かつ誠実に努力した旨の証明書を添付しなければ、当該申立てを考慮しないとするにより、司法資源を保護すべきものとしている。⁽¹⁴⁾

⑥ 適切な事件を、ADR (代替的紛争解決手続) 計画に付託すること 裁判所は、適切な事件を、地方裁判所で利用するように指定された、または、調停、ミニ・トライアル、およびサマリ陪審審理を含めて裁判所が利用することができるものとした、ADRプログラムに付託することができるものとしている。⁽¹⁵⁾

2 さらに、地方裁判所は、民事訴訟における費用と遅延の解消計画における条項を定める際に、諮問グループと協議の上、以下の訴訟管理および費用・遅延解消技術を考慮し、その条項に含めることができるものとされた。

① 協同的なディスカヴァリ・事件管理計画 裁判所は、各訴訟当事者の代理人が、最初の審理前協議期日において、共同でディスカヴァリ・事件管理計画書を提出すべきものとし、またはその計画書を提出することができない理由を説明することを要求することを検討すべきものとしている。⁽¹⁶⁾

② 当事者を拘束する権限を有する弁護士、審理前協議における代理 裁判所は、審理前協議における協議のため裁判所が以前に確定したすべての事項、およびそれに関連したすべての事項について、当事者を拘束する権限を有する弁護

士が、当該協議において当事者を代理することを要求することを検討すべきものとしている。⁽¹⁷⁾

③ ディスカヴァリの延長または審理の延期を求めるすべての要求について、弁護士および当事者の署名を要求すること 裁判所は、ディスカヴァリの終了期限の延長、または審理の延期を求めるすべての要求書が、その要求を申し立てる弁護士と当事者により署名されるべきことを要求することを検討すべきものとしている。⁽¹⁸⁾

④ 早期中立的評価 (Early Neutral Evaluation: ENE) 裁判所は、訴訟の早期の段階で主催される拘束力のない協議において、裁判所の選任した中立的な代理人にその事件の法律上および事実上の基礎を提出する、中立的評価のプログラムを検討すべきものとしている。⁽¹⁹⁾

⑤ 当事者を拘束する権限を有する代理人が、和解期日において在廷し、または電話で利用可能なこと 裁判所は、その通知に基づいて、和解のための協議に際し、当事者を拘束する権限を有する代理人が、和解協議の期日に在廷しまたは電話で利用可能であることを要求することを検討するものとしている。⁽²⁰⁾

⑥ 裁判所が適切と考えるその他の方法 裁判所は、諮問グループの推薦を考慮した後、裁判所が適切と考えるその他の方法を検討するものとしている。⁽²¹⁾

(7) See 28 U. S. C. § 8472 (a), 478 (1994). 諮問グループの権限は、民事および刑事事件の事件表の状況を評価し、遅延と高額の費用の主たる原因を確定し、推薦を行うことであった。しかし、裁判所は、これらの問題の処理に際し、この推薦を受け入れるか否かの自由を有した。また、諮問グループは計画の実行を監視し、各地区を毎年再評価するためのデータを提供すべきものとされた。また、改革法はバランスのとれた諮問グループの構成を求め、弁護士だけでなく主要な分野の当事者を代表するその他の者を含めることを要求した。このバランスは、弁護士については、ほとんどの諮問グループにおいて満たされたが、「その他の者」の代表は限られたものとなった。非法律家の人々は、連邦裁判所制度を熟知していないため、諮問グループの会議において非常に控えめな役割を演ずることが多かった。See JAMES S. KAKALIK ET AL., JUST, SPEEDY, AND INEXPENSIVE? AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 9 (RAND Institute for Civil Justice 1996).

(8) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 105 (a), (b), 104 Stat 5097 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860). 合衆国司法会議の裁判運営および事件管理に関する委員会がパイロット地区として指定した一〇の連邦裁判所は、カリフォルニア州(南部)、テラウエア州、シヨージア州、ニューヨーク州(南部)、オクラホマ州(西部)、ペンシルベニア州(東部)、テネシー州(西部)、テキサス州(南部)、ユタ州、およびウイスマンシン州(東部)である。See JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEM-

ENNT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT XVII (RAND Institute for Civil Justice 1996).
 (8c) 合衆国司法会議が、RAND民事司法研究所との協議に基づき比較地区として指定した一〇の連邦裁判所は、アリゾナ州、カリフォルニア州(中部)、フロリダ州(北部)、イリノイ州(北部)、インディアナ州(北部)、ケンタッキー州(西部)、メリーランド州、ニューヨーク州(東部)、およびペンシルベニア州(中部)である。See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 8, at xvii. また改革法(103条(c))は、この他に早期実施地方裁判所(Early Implementation District Courts))を指定した。この点について、大村・前掲注(1) 国際商事法務二一巻七号八三七頁以下、および古閑・前掲注(1) 四〇頁以下を参照。
 (9) See *supra* note 8, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 103 (b), 105 (b) (1), 104 Stat 5096-5097 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
 (10) See 28 U. S. C. § 473 (a) (1) (1994).
 (11) *Id.* at § 473 (a) (2).
 (12) *Id.* at § 473 (a) (3).
 (13) *Id.* at § 473 (a) (4).
 (14) *Id.* at § 473 (a) (5).
 (15) *Id.* at § 473 (a) (6).
 (16) *Id.* at § 473 (b) (1).
 (17) *Id.* at § 473 (b) (2).
 (18) *Id.* at § 473 (b) (3).
 (19) *Id.* at § 473 (b) (4).
 (20) *Id.* at § 473 (b) (5).

(21) *Id.* at § 473 (b) (6).

三 RAND報告における民事司法改革法の評価

1 序論

民事司法改革法は、その成果を検証させるため、合衆国司法会議(Judicial Conference of the U. S.)に対して、中立性を有する第三者にその成果について評価を行わせることを指示した。⁽²²⁾ 合衆国司法会議は、この指示に基づき、RAND民事司法研究所(RAND's Institute for Civil Justice)にその評価を行わせることとした。

RAND民事司法研究所は、パイロット地区および比較地区に指定された連邦裁判所における裁判実務について、主として記述的な表作成や統計的技術を用いて、民事司法改革法の施行前と施行後におけるこれらの裁判所の手続において、訴訟終了までの時間、当事者に対する費用、弁護士および原告当事者の当該手続に対して有する満足度や、手続に対する公正さの評価について、詳細な検討を行った。^(22b) その結果、民事司法研究所は、結論として、次のような報告書を提出した(以下、この報告書をRAND報告と呼ぶことにする⁽²³⁾)。

(1) 民事司法改革法におけるパイロット計画は、それが全体として実行された場合は、訴訟終了までの時間、訴訟費用、

事件管理についての弁護士の満足度および公正さに関する見解について、ほとんど効果を持たなかった。

(2) しかし、裁判地区及び裁判官を通して実行された事件管理の分析によれば、裁判官が事件管理のために行う次のような事項が重要であることが示されている。すなわち、

① 早期の裁判官による事件管理、審理期日を早期に設定すること、デイスカヴァリを早期に打ち切ること、また、和解協議に当事者を在廷させ、または利用可能にすることは、訴訟を終了させる時間を著しく減少させる。早期の裁判官による事件管理は、同時に、弁護士の労働時間により計算すれば、当事者に対する費用を著しく増加させる。

② デイスカヴァリを早期に打ち切るとは、弁護士の労働時間を著しく減少させることと関連する。

③ 以上の政策は、積極的にも消極的にも、弁護士の満足度、または公正さについての見解について、大きな影響を及ぼすものではない。

(3) 早期の裁判官による事件管理と、審理期日の早期設定が、デイスカヴァリの早期打ち切りと結び付くならば、前者による費用の増加は、後者による費用の減少により相殺される。これらの状況の下では、最初の九ヶ月以内に終結しない一般民事事件の当事者は、約四〜五ヶ月の期間の短縮を得るであろう。

(4) 民事司法改革法は、また六ヶ月ごとに、各裁判官の訴

訟事件表の現状を公表することを要求し、それには、三年以上係属中の事件の数が含まれていた。改革法の施行以来、係属中の民事事件数は増加したが、三年以上係属中の事件は、改革法以前の水準から約二五％減少した。⁽²⁴⁾

このように、RAND報告は、民事司法改革法の施行前と施行後において、全体として重要な相違は見られなかったことを指摘している。

(23) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 105 (c) (1), 104 Stat 5098 (as amended Pub. L. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(24) パイロット地区および比較地区との間の比較は、改革法施行前の一九九一年に終了した事件に関する資料と、改革法の施行後一九九二年および一九九三年に提起された事件に関する資料を用いてなされた。そして、その評価は、一九九一年一月から一九九五年二月までの、広範囲かつ詳細な訴訟事件レベルでの資料に基づいてなされた。この資料は、①裁判記録、②諮問グループの記録、報告書および調査書、③各地区の費用および遅延減少計画、④標本とされる訴訟事件についての詳細な事件処理及び事件記録の情報、⑤司法官の活動、時間の消費および改革法の評価についての調査、⑥費用、時間等についての弁護士や当事者への郵送による調査、⑦二〇の裁判区における、裁判官、職員および弁護士との個人面接を含む。See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 7 at 5.

(25) See JAMES S. KAKALIK ET AL., JUSTI. SPEEDY AND INEXPEN-

を及ぼしたかを検討した。⁽²⁵⁾ その結果、それぞれの項目について、次のような評価が報告された。

(1) 類型的事件管理

類型的事件管理とは、各事件の類型に応じて、それに相応しい事件管理を行うことを意味するが、RAND報告によれば、これには、二種類のの方法が存在すると指摘している。第一の方法として、数種類のトラックを用意し、それぞれがあらかじめ決められた、組織的な事件の計画と管理についての方法を含んでおり、訴訟事件を早期にこれらのトラックに振り分けるものである。これに対して、第二に、伝統的な裁判官の裁量によるモデルが存在しており、これによれば、裁判官が、一般的な民事事件について、個別的に事件管理の判断を行うものである。⁽²⁶⁾

ところで、改革法施行前において、全ての裁判所が、いわゆる「最小管理 (minimal management)」事件についての特別な手続を有しており、これは改革法施行後も、存続した。これらの事件は、裁判官による事件管理を要せずに、通例きわめて迅速かつ低廉に処理されている。そして、これらの事件のほとんどが、改革法の焦点とされる、一般民事事件に適用される原則と手続を利用して管理されていないため、RAND報告は、これらの事件を、その統計的分析から除外したことを指摘している。⁽²⁷⁾

改革法施行前においては、二〇の地方裁判所における支配

SIVE? AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996). See also JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., IMPLEMENTATION OF THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT IN PILOT AND COMPARATIVE DISTRICTS (RAND Institute for Civil Justice 1996); JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT (RAND Institute for Civil Justice 1996).

(24) See JAMES S. KAKALIK ET AL., JUSTI. SPEEDY AND INEXPENSIVE? AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 1-2 (RAND Institute for Civil Justice 1996).

2 個別的報告の概要

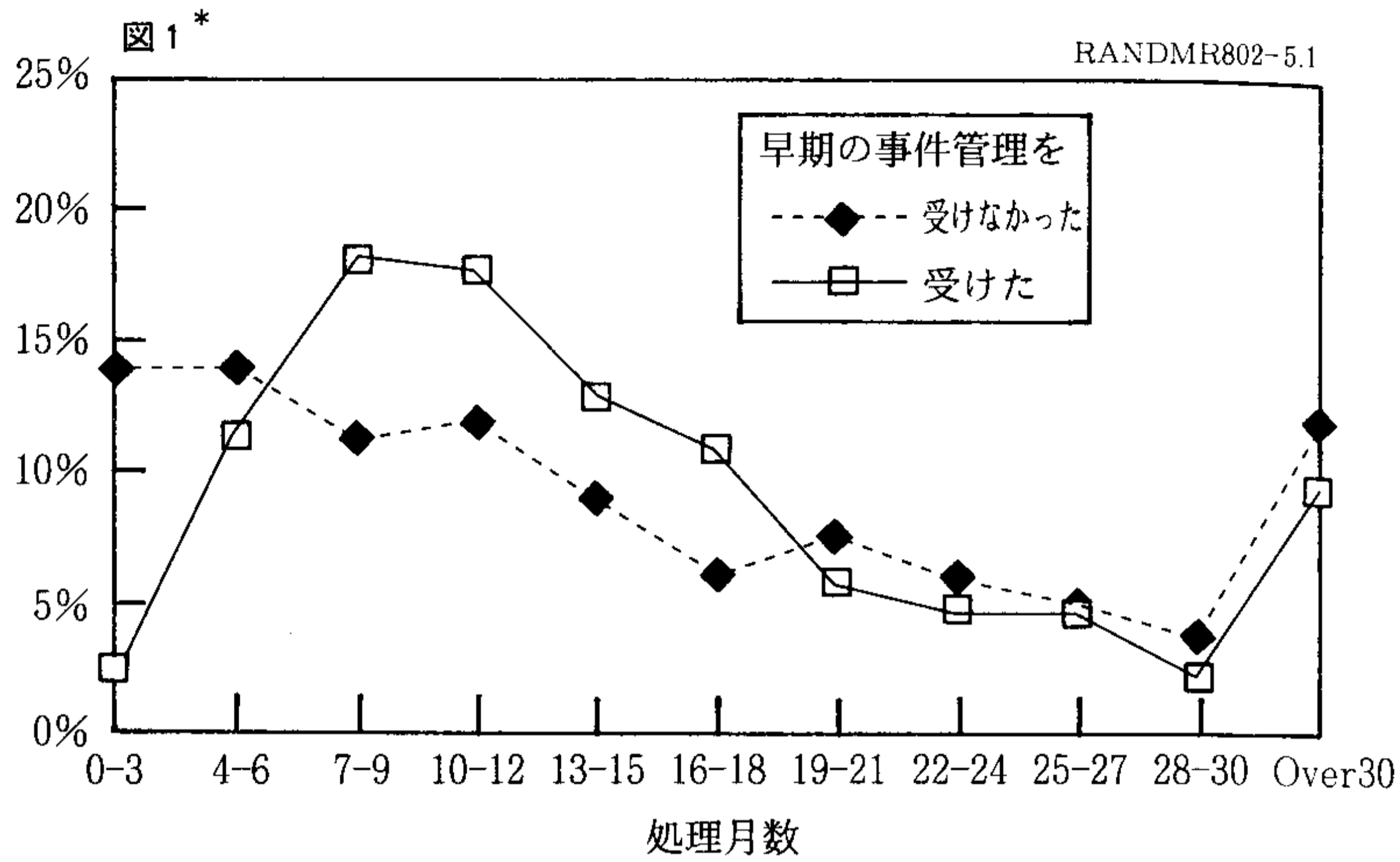
RAND報告は、民事司法改革法が規定する、前述のそれぞれ六種の原則と六種の技術を、類型的事件管理、早期の裁判所による事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決の四種の項目に分類し、それぞれの項目について、改革法における事件管理が、二〇の地方裁判所においてどのように実行され、またこれらの政策が、訴訟終了までの時間、費用、満足度および公正さに関する見解に、どのような影響

的な事件管理の方法は、裁判官の裁量によるものであった。

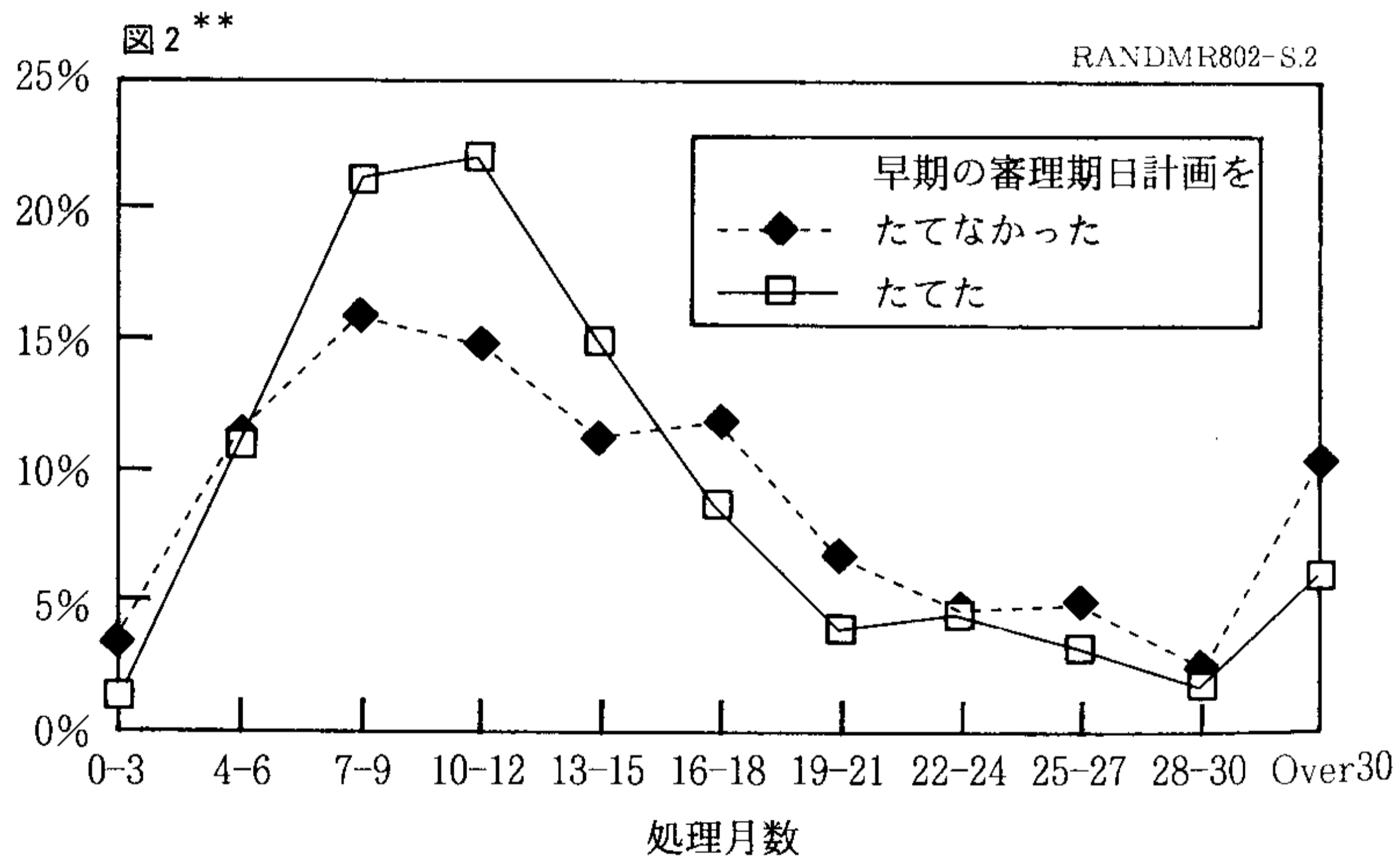
一〇のパイロット地区のうち六の地区がこれをトラック・モデルに置き換えようとしたが、困難であることが明らかとなった。これらの地区のほとんどが、伝統的な「最小管理」事件を、迅速処理トラック (expedited track) に振り分けた。トラック・モデルを有する六のパイロット地区のうち五の裁判所が、二パーセントまたはそれ以下の事件を、複雑トラック (complex track) に振り分けた。その結果、ほとんどすべての一般民事事件が、標準トラック (standard track) に振り分けられることとなった。これは、實際上、一般民事事件について、類型的事件管理がほとんど行われていないことを意味した。⁽²⁸⁾

このように、トラック・システムが十分な成果を収めなかった理由について、RAND報告は、裁判官と弁護士との面接を行い、次のような点を指摘した。すなわち、第一に、訴え提起時またはその後間もなくの時点では、大部分の民事事件を正しいトラックに振り分けるための判断を行うことは難しいこと、第二に、裁判官は、トラックへの振り分けが、一定の事件に対して管理上の枠組みを提供することよりも、事件の管理を、その事件の必要性や自らの管理方法に適合させたいと思う、ということである。

訴訟事件を正しいトラックに振り分けるための判断が難しい点に関連して、統計上の分析は、提訴の時点で利用しうる



1992年から93年における、裁判所による早期の事件管理を受けた事件と受けなかった事件の訴訟処理時間(争点決定のなされた民事一般事件について)



1992年から93年における、早期の審理期日計画をたてた事件とたてなかった事件の訴訟処理時間(争点決定がなされ、早期の事件管理を受けた民事一般事件について)

*

**

These figures are reproduced from James S.KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 53-54 (1996), with permission by the Institute for Civil Justice at RAND, Santa Monica, CA, USA.

客観的な資料(例えば、訴訟の種類、性質、原因、管轄、当事者の数)が、訴訟終了までの時間あるいは訴訟費用を予測するうえで十分なものではないことを示しているとする。それ故、もしトラック・モデルが実行されるべきものとすれば、トラックへの振り分けの判断は、弁護士または裁判官からの主観的情報により補足されるべきであるとの提案がなされている。⁽²⁹⁾

(2) 裁判官による早期の事件管理

裁判官による早期の事件管理には、裁判官による早期の審理前手続の監督のほか、最初の審理前協議期日での、弁護士が共同してデイスカヴァリ・事件管理計画書の提出、審理前協議手続での、当事者を拘束する権限を有する弁護士による代理、デイスカヴァリ期間の延長または、審理期日の延期を求める全ての申立てについての、弁護士と当事者の署名の要求、当事者を拘束する権限を有する代理人の、和解協議期日における出頭または電話による利用可能性がある。⁽³⁰⁾

① 実行 RAND報告によれば、全ての裁判所の計画が、裁判官による早期の審理前手続の監督を採用したが、事件管理の方法は、各裁判所地区間、およびある特定の裁判所地区における裁判官の間でかなり異なっているものとされている。また、その他の四種の遅延解消のための技術の実行も、裁判所により異なっている。改革法施行前においては、調査の対象とされた裁判所のうち一つの裁判所のみが、最初の審理

前協議において弁護士が共同してデイスカヴァリ・事件管理計画を提出することを要求した一方、少なくとも他の一つの裁判所が弁護士に対して最初の審理前協議の前に協議を行い、スケジュール命令に合意するよう試みることを要求した。○のパイロット地区のうち四の地区がこの技術をその計画において採用し、その他のパイロットおよび比較地区のうち九の地区が、標本とされる事件の選択後、一九九三年一二月に連邦民訴規則が改正された時点において、その技術を採用した。

改革法の施行前と施行後の双方において、二〇のすべての地区が、裁判官に対して各当事者が審理前協議において当事者を拘束する権限を有する弁護士により代理されるよう要求すべきことを求めまたは許容した。各地区間において政策上の相違が存在しなかったため、RAND報告はこの技術を評価することができなかった。

これとは対照的に、改革法の施行前と施行後の双方において、二〇のどの地区もデイスカヴァリの延長または審理の延期を求めるすべての要求書において弁護士と当事者の署名を要求しなかった。^(30b)

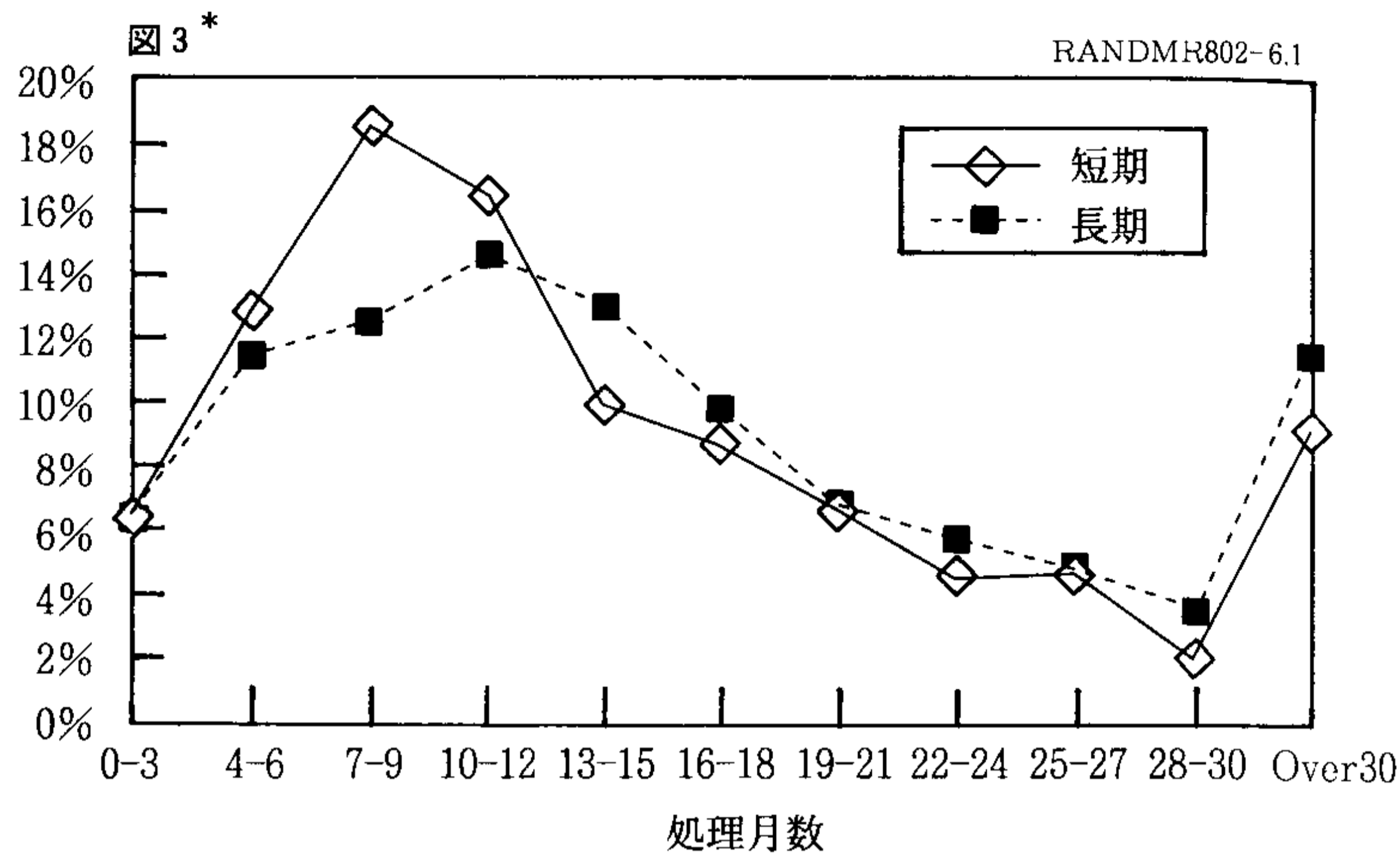
最後に、改革法の施行前においては、二〇の地区のうち八の地区が、裁判所の通知に基づき、当事者を拘束する権限を有する代理人が和解協議に出頭しまたは電話により利用可能とされるよう要求した。その他の五の地区が、この技術を改

革法上の計画の一部として採用した。^(30c)

②効果 RAND報告は、統計上の分析に際し、裁判官による早期の事件管理を、提訴の日から一八〇日以内に行われるスケジュール、協議、ステイタス・レポート (status report)、共同計画書、またはADR (代替的紛争解決)への付託、と定義している。⁽³¹⁾

裁判官による早期の事件管理についてのRAND報告における分析は、次のような興味深い結果を示している(図1参照)。裁判官による早期の事件管理は、訴訟における時間と費用に大きな影響を及ぼしているとする。すなわち、これにより、少なくとも九ヶ月係属する訴訟事件については、訴訟終了までの期間の中央値が一・五ヶ月から二ヶ月短縮される。一方、弁護士業務時間が、約二〇時間ほど増加するとする。また、早期の事件管理が行われるときは、当事者に生じる費用もまた、金額および時間の面で、高額になることが資料から示されるとする。そして、このような調査結果は、訴訟の終了までの時間を短縮することが、必然的に訴訟費用を減少させるであろうとする神話を覆すものであることを示しているとする。⁽³²⁾

早期の事件管理が弁護士の業務時間を増加させるのは、弁護士が裁判所の事件管理に対応しなければならぬことによる。例えば、裁判官との協議に先立ち、依頼人や相手方弁護士との間で行う話し合いや、旅行、裁判所での待ち時間、裁



1992年から93年における、証拠開示期間が短期の事件と長期の事件の訴訟処理時間(争点決定のなされた民事一般事件について)

* This figure is reproduced from JAMES S.KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 63(1996), with permission by the Institute for Civil Justice at RAND, Santa Monica, CA, USA.

判官との会合、協議後の書類の更新である。また、一旦裁判官による事件管理が行われると、通常ディスカヴァリの期限が設定されるため、弁護士はディスカヴァリを開始する義務を感じるようになる。これは、訴訟終了までの時間を短縮することとなる一方で、裁判官が事件の管理を開始する際に、和解の可能性のある事件については、弁護士の業務時間を増加させることとなるであろうとされている。^(32b)

早期の事件管理は、弁護士の満足度または公正さの見解について、重要な効果を持たなかった。当事者に関する資料は、早期の事件管理に関する満足度について混合した結果を示しており、改革法前の標本では高く、改革法後の標本では低かった。

訴訟終了までの時間の短縮を予測する上で、早期に審理の予定を設定することが、早期の事件管理における最も重要な要素であった(図2参照)。審理期日の早期設定を事件管理の一部として含めることにより、さらに一・五ヶ月から二ヶ月まで訴訟終了の時間の中央値が短縮され、しかも弁護士の業務時間に著しい変更が起きないであろうとする。^(32c)

早期の事件管理のその他の面は、訴訟終了までの時間、費用、弁護士の満足度または公正さの見解について重要な効果をもたなかった。

訴訟当事者を和解期日に在廷させまたは電話で利用可能とすることは、訴訟終了時間を統計上著しく減少させた。しか

し、それは、弁護士の業務時間または満足度と重要な関連性を有しておらず、また弁護士の公正さについての見解には一貫した統計的に重要な関連性を持たなかった。^(32d)

(3) ディスカヴァリの管理

ディスカヴァリの管理には、裁判官による早期の審理前手続の監督、正式なディスカヴァリによらない早期の情報交換および異議申立ての前に、ディスカヴァリに関する争いを解決すべき誠実な努力が含まれる。⁽³³⁾

①実行 改革法の施行前においては、ほとんどの裁判所がディスカヴァリの数と時期に関する監督を各事件ごとの裁判官に委ねており、この点について改革法はほとんど影響を及ぼさなかった。しかし、裁判地区におけるディスカヴァリの打ち切り(cutoff)までの期間の中央値は、調査の対象とされたいくつかの裁判所においては短縮された。例えば、一九九一年には、ディスカヴァリの計画から終了までにかかった日数のうち、最も早い日数と最も遅い日数の中央値は、それぞれ一〇〇日と二七四日であった。一九九二年から九三年には、これらの日数の中央値は、それぞれ八三日と二一七日に減少した。

改革法は、早期の開示 (disclosure) について実質的な変更を生じさせた。すなわち、改革法施行前においては、一つの裁判区のみが開示を要求したが、施行後は、すべてのパイロット地区および比較地区の裁判所が、場合により特定の種

類の事件のみについて、弁護士による自発的または命令的な情報の交換を提供する五つの方法のうちの一つを採用した。

すべての裁判地区が、ディスカヴァリに関する紛争を解決すべき誠実な努力を弁護士が証明すべきであるとする既存の要件を維持しまたは強化した。^(33b)

②効果 ディスカヴァリの計画の設定からその打ち切りまでの期間を短縮することは、訴訟終了までの期間のかかりの短縮と、弁護士の業務時間の著しい短縮をもたらす(図3参照)。もしある地区におけるディスカヴァリの打ち切りの期間の中央値が一八〇日から一二〇日に短縮されるならば、訴訟終了時間の中央値は、少なくとも九ヶ月係属する訴訟事件については、約一・五ヶ月短縮される。また、弁護士の業務時間も約一七時間減少する(これは、弁護士の業務時間の約二五%に当たる)。そして、このような利益は、弁護士の満足度あるいは公正さに関する見解について大きな変化を生じさせることなくもたらされるとする。金額及び時間の点で当事者に生じる費用に関する資料は、弁護士の業務時間に関する資料と一致しているようにみえる。当事者に関する資料もまた、短期と長期のディスカヴァリの終了期限について満足度の相違をほとんど示していない。⁽³⁴⁾

命令的または自発的な早期の開示は、訴訟終了までの時間または費用に対して大きな影響を及ぼしていない。さらに、双方の当事者について命令的な情報開示の政策を有する裁判

地区での事件についても、訴訟終了までの時間については、他の事件と大きく異なるものではなかった。⁽³⁵⁾

しかし、開示という形態は、弁護士の満足度に影響を及ぼしているとする。すなわち、弁護士は、ある裁判区が命令的開示の政策を有する場合、著しく不満足である。しかし、彼らが自らの事件について実際に早期の開示に参加したときは、非常に満足する傾向にあるとする。⁽³⁶⁾

五千件を超える事件表の分析と、一九九一年一月二月に計画を実行したパイロットおよび比較地区において面接を行った裁判官によれば、早期の命令的な情報開示に関する申立ては、きわめて稀であった。早期の命令的開示についての批評家の強い警告にもかかわらず、命令的開示を有したパイロットまたは比較地区では、開示に関する付随的な訴訟や申立て手続の爆発的な増加はみられなかった。^(36b)

(4) ADR (代替的紛争解決)

民事司法改革法の下でのADRに関する政策は、適当な場合に事件をADR計画に付託すること、早期中立的評価の計画を提供することである。⁽³⁷⁾

①実行 RAND報告によれば、二〇のすべての裁判所が代替的紛争解決の方法を採用しているとしつつ、これらは、二つの類型に分けることができる。まず第一に、組織的かつ行政的に支援された計画であり、これは全事件の二%から一九%の事件を処理しており、カリフォルニア州南部

地区連邦地裁では、全事件の五〇%が、治安判事の行う早期中立的評価の手続に付託されているとする。第二に、その他の裁判所は、組織化されていない計画を有しており、そこでは十分な活動がなされていないとする。⁽³⁸⁾

②効果 改革法施行前に、強制仲裁を利用していた三つの裁判所はその利用を継続し、任意仲裁を行う権限を有する三つの裁判所のうち二つの裁判所が、その仲裁を開始した。しかし、半数のパイロット地区において、それ以外の組織的かつ行政的に支援されたADR計画、すなわち特に強制的または任意的な調停(mediation)と早期中立的評価への著しい移行が生じた。⁽³⁹⁾

組織化された計画を有する幾つかの裁判所も僅かに二%から四%の事件だけをADRに付託しており、組織化はADR計画への付託数の増加にとって必要ではあっても、十分な特質を示していないようにみえる。しかし、組織的かつ行政的に支援された計画を持たずにある種のADRを認めている裁判所は、事件をほとんどADRに付託しなかった。^(39b)

強制仲裁に付託された事件を統計的に分析した結果、訴訟終了までの時間、弁護士の業務時間、あるいは満足度について、重要な効果は見られなかった。公正さの見解についての調査結果は決定的なものではなかった。しかし、仲裁付託の標本がわずかなため、もっぱら重要な効果のみの判断が可能とされ、それ以外のより控えめな効果は判断できなかった。^(39c)

弁護士も裁判官も、ADRの利用が任意的であるときは、それを広範囲に利用しなかった。^(39d)

主要な民事司法改革法の評価のための標本資料を使用する場合、パイロットおよび比較地区で使用されたその他のADRの類型の効果を統計的に分析することができなかった。これらのADRへの事件の付託の数が変わって僅かなため、すべての事件が無作為標本とされる場合に十分な量の標本をうることができなかった。また、それぞれの調停や中立的評価の計画もその内容がかなり異なっており、資料の共同的な取扱いには問題が生じるとしている。⁽⁴⁰⁾

③調停と早期中立的評価についての補足的評価 RAND報告は、改革法におけるADRの評価を補足するため、さらに六つの裁判所において調停と早期中立的評価についての調査を行った。⁽⁴¹⁾ これらの裁判所が選択された理由は、これらの裁判所が有意義な統計上の評価を可能とするほど十分な数の事件についてADRの技術を使用していることによる。これらの計画は、それが命令的であるか任意的であるか、事件付託がなされる訴訟の時点、計画の目的、期日の長さ、ADRの提供者、そして当事者に対する費用という幾つかの点で非常に異なっている。^(41b)

ほとんどの裁判所において、一年に調停または中立的評価のプログラムに付託された訴訟事件の割合は、約五%であるが、前述のようにカリフォルニア州南部地区連邦地裁では、

全事件の五〇％が強制的な中立的評価のプログラムに付託された。⁽⁴²⁾

RAND報告の行った評価は、これらの地区において実行された調停または中立的評価の手續が訴訟終了までの時間、当事者の訴訟費用、弁護士満足度や公正さに関する見解について著しく影響を及ぼしたとする強い統計上の証明を提供しなかった。当事者の調査についての低い回答率は、その資料から有意義な統計上の推論を導くことを不可能とした。⁽⁴³⁾

統計上有意義な唯一の点としては、調停手續は金銭的和解の可能性を増加させるようにみえるということである。この点は、調停手續が和解の促進を目的としており、申立てに基づき裁判官によって中止されまたは判断されるよりも、実際に和解で終了する事件の数を増加させていることにより説明できるであろう。当事者が合意に達し和解するときは、その処理は金銭的な結果を伴う傾向がある。⁽⁴⁴⁾

これらのADR計画の参加者（法律家と当事者）は一般にこれらの計画を支持しており、またその計画を一般に価値のあるものと評価するだけでなく、彼らのそれぞれの事件に与って有益なものと評価している。しかし、その手續についてのこのような一般的な満足は、参加者がその手續を完全なものと考えていることを意味するわけではないとする。弁護士やADRの提供者がしばしば指摘する問題は、ADRの期日が開催される時点では、当事者はまだ和解する用意ができ

ていないということである。和解の用意ができていないという点については、ADR期日のタイミングが重要な要因となるであろう。したがって、当事者の双方とADRの提供者が少なくとも基本的な事実と立場を認識しているような雰囲気の中で、その期日を実施することが最も妥当であろう。ある地区の相当数の法律家が、その期日はあまりにも早く開かれるため有益でないと感じた。⁽⁴⁵⁾

RAND報告は、これらの裁判区において実行された調停と中立的評価の計画は、費用と遅延の問題に対する万能の解決策ではない一方で、有害なものでもないように思われると結論付けている。そして、これらの手續からは積極的にも消極的にも重要な効果は見い出されなかったことから、RAND報告は、以上の政策を強く推薦する理由がないとしている。ADRが時間と費用の点で大きな効果を持たないとの調査結果は、裁判所付属のADRに関する以前の経験的な調査の結果と一般的に一致している。⁽⁴⁶⁾

(5) 治安判事の利用

改革法は、裁判所が訴訟の遅延と費用を解消するその他の方法を考慮すべきものとしているが、このような事件管理に属するもの一つとして、RAND報告は、審理前手續における治安判事の利用を挙げている。民事事件について治安判事に割り当てられる役割は、裁判所により異なっている。実質的にすべての裁判所の治安判事は、重罪に関する予備審問

手續や、軽罪及び軽犯罪の審理等を行い、また囚人に関する事件は、通常多くの裁判所において、審理前の管理や報告及び推薦書の準備のため、治安判事に付託される。その他の民事事件については、ある裁判所では、治安判事は民事事件に関するほとんどすべての審理前手續を担当し、他の裁判所では、囚人事件を除く民事事件について、裁判官の意向に従い選択された義務を割り当てられている。さらに、治安判事は、当事者の同意に基づき、陪審及び非陪審審理を担当する。調査の対象とされた二つの裁判所では、治安判事は積極的に審理前手續のすべての面を管理し、また通常早期の和解勧誘を行っており、このような事件管理の方法は、改革法以前に他の裁判所において採られていたものとは著しく異なっている。⁽⁴⁷⁾

RAND報告は、民事事件に関する治安判事の活動の増加は、訴訟終了までの時間、あるいは弁護士の業務時間について重要な効果を有せず、また治安判事の活動水準の変化に関する公正さの見解についても、一貫して重要な効果を持たなかったとしている。しかし、このことは治安判事の事件管理が重要な効果を持たないことを意味するのではないとする。民事事件について治安判事に高い水準の活動を行わせている裁判所は、本来は裁判官が行うであろう審理前手續のために治安判事を利用しており、したがって上述の統計上の認定は、審理前の民事手續について裁判官の代わりに治安判事を利用して、訴訟終了までの時間、弁護士の業務時間、および公

正さの見解について大きな影響を及ぼさないことを意味しているとする。他方において、審理前手續における治安判事の利用の増加は、統計上重要な意味において弁護士の満足度を増加させるとする。弁護士とのインタビューによれば、彼らにとっては、治安判事の方が裁判官よりも近づきやすい存在であるという理由による。以上の点から、審理前の活動は、特に支障を生じさせずかつ弁護士の満足度を増加させる形で、裁判官に代え治安判事に行わせることができることが示唆される。⁽⁴⁸⁾

(25) See JAMES S. KAKALIK ET AL., JUST. SPEEDY AND INEXPENSIVE? AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 11 (RAND Institute for Civil Justice 1996).

(26) *Ibid.*

(27) See JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 48 (RAND Institute for Civil Justice 1996).

(28) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25, at 12.

(29) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 49-50.

(30) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25, at 13.

(30) *Ibid.* 弁護士との面接によれば、そのような要件は不必要かつ費用がかかると同時に、それは、依頼人がデイスカヴァリの延長や審理期日の延期を知らされず、依頼人が署名に応じないことを暗に意味するものとして、支持されなかったと

考えられぬ。 See also JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 77.

(30) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25, at 13.

(31) *Id.* at 14.

(32) *Ibid.*; see also JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 55-57. RAND 報告は、事件管理の政策と手続に関する評価を、争点決定がなされ、かつ少なくとも九ヶ月以上係属する民事事件に関する資料に基づいて行った。まず第一に、争点決定がなされた事件が調査と対象とされた。争点は、被告が連邦民訴規則(二二条(a)) 項または裁判所の命令により訴状に対して答弁をなした後に決定するものとされるが、まだ争点決定がなされていない事件は通常は事件管理を受ける余地がないため、調査の対象から除かれた。第二に、少なくとも訴訟終了まで九ヶ月以上係属する民事事件が調査の対象とされた。その理由は、約半数の民事事件が九ヶ月を超えて係属しており、このような事件を対象とすることにより、時間がかかるこれらの事件に及ぼす政策の効果が判断できるからである。また、争点決定のなされたすべての事件を利用することは、被告の答弁後事件管理がなされる前に終了した事件をも「早期に管理されない」事件の部類に入れることになる。その結果、「早期に管理されない」事件の資料は、六ヶ月後に事件管理を開始した事件だけでなく、早期に終了し事件管理がなされなかった事件をも含むことになり、これは、争点決定のなされたすべての事件についての調査の結果をゆがめることになるであろう。九ヶ月後に終了した事件の資料を利用するならば、争点決定後、裁判官による事件管理の前に終了した事件が除かれることになる。 *Id.* at 20.

(33) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25, at 14. したがって、この RAND 報告の結論は「Cavanagh 教授は、事件管理は機械的ではなく選択的に用いられなければならないのであり、全ての事件が同じ程度の監督を必要とするわけではないとする。綿密な監督を必要としないような事件に集中的な管理を行うことは逆効果であり、また非効率的である。裁判官は、管理による費用がその便益を超えてしまう場合を見分ける必要があるとする。このような点で、事件管理に関する RAND 報告の結論は、誤解を招く恐れがある」とす。 See Cavanagh, *The Civil Justice Reform Act of 1990* : *Requiescat in Pace*, 173 FRD593 (1997).

(32 c) *Ibid.*

(32 d) *Id.* at 16.

(33) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25, at 16.

(33 d) *Ibid.*

(34) *Ibid.*; see also JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 67-68.

(35) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 64-65. したがって、訴訟当事者の双方に関する早期の情報開示の政策を有する三の裁判区については、弁護士業務時間は著しく減少した。そして、この効果は少なくとも二七〇日間係属する訴訟事件において重要な意味をもつ。しかし、三の裁判区のみがこの政策を有するため、このような統計上の認定を一般化するのには困難である。 See *id.* at 65, n. 8.

(36) *Id.* at 68.

(36 d) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25 at 17

(37) *Ibid.*

表1*

	終了事件 (全体)		終了事件 (9ヶ月以上 係属したもの)		批評
	パイロット 地区	比較 地区	パイロット 地区	比較 地区	
訴訟処理日数の中央値	422	399	584	530	差異は顕著ではない (事件の特性に応じて数値調整済)
事件管理に関する満足度 (%)					同上
弁護士	70	73	70	73	
当事者	50	54	49	53	
事件管理を公正なものとみるか (%)					同上
弁護士	90	91	88	90	
当事者	76	74	74	72	
1当事者あたりの弁護士の業務 時間の中央値	55	57	75	80	同上
1当事者あたりの費用の中央値(\$1,000)	8	8	12	11	
当事者が費やした時間の中央値	30	35	50	40	

パイロット地区及び比較地区において標本とされた事件 (1991年に終了した、争点決定のなされた民事一般事件)

注) 事件管理手続に関する当事者の満足度は、標本とされた全事件のうち、25%については否定的であり、23%についてはどちらとも言えないとしている。事件管理手続に関する弁護士の満足度は、標本とされた全事件のうち、11%については否定的であり、18%についてはどちらとも言えないとしている。

* This table is reproduced from JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 82 (1996), with permission by the Institute for Civil Justice at RAND, Santa Monica, CA, USA.

- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (39 d) *Id.* at 17-18.
- (39 c) *Id.* at 18.
- (39 d) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*
- (41) See JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF MEDIATION AND EARLY NEUTRAL EVALUATION UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 1 (RAND Institute for Civil Justice 1996). この RAND 裁判所は、カリフォルニア州(南部)、ミネソタ州(東部)、ニューヨーク州(南部)、ペンシルベニア州(東部)、オクラホマ州(西部)、テキサス州(南部)である。
- (41 d) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 25, at 18.
- (42) *Ibid.*
- (43) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 41, at 53.
- (44) *Ibid.*
- (45) *Id.* at 51.
- (46) *Id.* at 53.
- (47) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 78-79.
- (48) *Id.* at 79-80.

3 一体としてのパイロット・プログラムの効果

民事司法改革法における一体としてのパイロット・プログラムは、どのような効果を有したのであるか。この点について、RAND報告は、パイロット地区と比較地区との間の相違についての統計的分析、裁判官等の業務時間の調査、および事件管理の相違について裁判官に対して行った調査から、一体として実行されたパイロット・プログラムは、訴訟終了までの時間、費用、または参加者の満足度もしくは公正さに関する見解について、ほとんど効果を持たなかったと結論付けている。⁽⁴⁹⁾

(1) パイロット地区と比較地区との間の相違についての統計的分析

パイロット・プログラムが実施された後で、比較地区がまだ改革法の計画を実施する前の、一九九二年から一九九三年の間、パイロット地区と比較地区との間において、訴訟終了までの時間、弁護士の業務時間、満足度、また

表2*

	終了事件 (全体)		終了事件 (9カ月以上 保属したもの)		批評
	パイロット地区	比較地区	パイロット地区	比較地区	
訴訟処理日数の中央値	322	358	470	469	差異は顕著ではない (事件の特性に応じて数値調整済)
事件管理に関する満足度 (%)					同上
	弁護士	76	75	76	
当事者	52	57	51	57	
事件管理を公正なものとするか (%)					同上
	弁護士	94	91	94	
当事者	75	76	73	78	
1当事者あたりの弁護士の業務時間の中央値	60	55	86	75	同上
1当事者あたりの費用の中央値(\$1,000)	9	7	12	10	
当事者が費やした時間の中央値	40	40	50	40	

パイロット地区及び比較地区において標本とされた事件（1992年から93年において終了した、争点決定のなされた民事一般事件）

注) 比較地区の標本となる事件の選択は、1992年中頃始められ1993年に完了したが、8つの比較地区では、まだ計画が実施されていなかった。終了事件（標本とされた事件のうち93%）の訴訟処理時間は、標本とされた事件が100%終了した場合における訴訟処理時間より短い。事件管理手続に関する当事者の満足度は、標本とされた全事件のうち、23%については否定的であり、23%についてはどちらとも言えないとしている。事件管理手続に関する弁護士の満足度は、標本とされた全事件のうち、8%については否定的であり、17%についてはどちらとも言えないとしている。

*This table is reproduced from JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 82 (1996), with permission by the Institute for Civil Justice at RAND, Santa Monica, CA, USA.

は公正さに関する見解について重要な相違は見られなかった（表1および表2参照）。もっとも、このことは、パイロット・プログラムにおける事件管理の原則のすべてが、訴訟費用や訴訟終了までの時間についてなら重要な関係を持たないというのではなく、改革法におけるいくつかの事件管理の政策および手続は、訴訟終了までの時間や費用について統計上重要な意味を有しているとする。⁽⁵⁰⁾ 両地区の間において統計上重要な相違がみられなかった点について、RAND報告は、少なくとも次のような四つの理由が考えられるとする。①実行されたあるパイロット地区の計画が、事件管理についてなら重要な変化をもたらさなかった。②その訴訟事件のレベルでは事件管理について重要な変更をもたらしたあるパイロット地区の計画が、その地区の高い割合の事件にはそのような変化を生じさせなかった。③ある広範に実施された変更（例えば、早期の情報の強制的開示）が、時間、費用、満足または公正さに関する見解について重要な効果を及ぼさなかった。④重要な効果を有するものと予想されるある事件管理の政策が、地区レベルではなく裁判官レベルで使用され、また両地区において事件管理について裁判官の間に相違が存在している、ということである。⁽⁵¹⁾

(2) 司法官の業務時間の調査

裁判官による事件管理についての新たな政策を実施する際に生ずる関心の一つは、早期の訴訟の終了という利益は、司

法官が費やす業務時間の増加という犠牲のもとに生ずるであろうということである。そこで、改革法における事件管理の原則と技術が訴訟事件についての司法官の業務時間を増加させたかどうかをみるため、RAND報告は、一九九二年から一九九三年における民事および刑事事件について司法官の業務時間に関する調査を行い、これを一九八〇年代後半に連邦司法センターが行った調査と比較した。その結果、両者の間には、司法官の業務時間についての相違はほとんど存在しなかった。⁽⁵²⁾

(3) 裁判官に対する事件管理の相違についての調査

パイロット・プログラムの実施後、八の比較地区が改革法上の計画を実施する前に選択された、一九九二年から九三年までの事件について、RAND報告は、各事件の終了後裁判官に対して、改革法の施行前と施行後で事件管理について相違が存在したかどうかについて調査を行い、三〇〇〇以上の応答を得た。その結果、圧倒的多数の裁判官（パイロット地区で八五%、比較地区で九二%）が、改革法の施行前とまったく変わらないと答えた。⁽⁵³⁾

(4) 評価

以上のような調査の結果から、RAND報告は、改革法におけるパイロット・プログラムが一体として実施されるときは、訴訟終了までの時間や費用等についてほとんど効果を持たなかったと結論付けている。しかし、改革法の他の部分が、パイロットおよび比較地区の双方で三年以上係属する訴訟事

件の数に影響を及ぼしたとする。一九九〇年から一九九五年の間、全国での民事事件の係属数は増加したが、三年以上係属する訴訟事件数は減少してきた。これは、改革法上、合衆国裁判所事務局長が、提訴後三年以内に終了していない訴訟事件の数と事件名を開示する半年毎の報告書の準備を義務づけられることによる。これらの事件の数は、改革法が各裁判官に関する公的な報告書を要求して以来減少し、一九九一年九月から九五年九月までに、全裁判所が二六%の減少を報告し、比較地区では二三%が減少し、またパイロット地区では約三分の一が減少した。⁽⁵⁴⁾

- (49) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 85.
- (50) *Id.* at 81.
- (51) *Id.* at 81-82.
- (52) *Id.* at 83-84.
- (53) *Id.* at 84.
- (54) *Id.* at 85.

4 結論

前節で述べたように、改革法におけるパイロット・プログラムのは、一体として実施されるときはほとんど効果を持たなかったが、これは事件管理がまったく効果を持たないことを意味するのではなく、ある特定の政策や手続の効果は評価することができたとする。⁽⁵⁵⁾ RAND報告はこのような政策等に

ついて個別的な評価を行い、期待できる一組の事件管理と、その実施のための展望を述べている(表3参照)。
 (1) 裁判官の事件管理に関する評価の結果
 改革法における個々の原則や技術を検討した結果、RAND報告は、裁判官がどのように事件を管理するのが重要であることを示しているとする。特に、ある事件管理の方法は訴訟終了までの時間の短縮に関連性を有するとする。他方で、事件管理は、費用や弁護士満足度にはあまり効果を有しておらず、公正さに関する見解についてはほとんど効果を持たないと指摘している。⁽⁵⁶⁾

①訴訟終了までの時間に関する効果 以下に述べる四つの事件管理手続が、訴訟終了までの時間について統計上重要な効果を有しているとす。すなわち、(ア)裁判官による早期の事件管理、(イ)早期の審理期日の設定、(ウ)ディスカヴァリの終了期限の短縮、および(エ)和解協議での当事者の出頭または電話での利用可能性、である。争点決定がなされ、また九ヶ月以内に終了しない一般の民事事件では、これらの手続は一体として訴訟終了までの時間を約四ヶ月から五ヶ月短縮する効果を有するとする。⁽⁵⁷⁾

②費用(弁護士の業務時間) 弁護士の業務時間の短縮をもたらす事件管理の手続としては、裁判官によるディスカヴァリの管理のみが重要な効果を有する。より短期のディスカヴァリの終了期限を持つ裁判所の訴訟事件では、弁護士の

表3 民事改革法の方針及び手続に関する統計上の評価の概要

方針又は手続	訴訟処理時間	費用(弁護士の業務時間)	弁護士の満足度	弁護士からみて公正なものと認識できる
裁判官による早期の事件管理	S-	S+	0	0
審理期日の早期決定を、早期の事件管理に含めることの効果	S-	0	0	0
審理前協議を、早期の事件管理に含めることの効果	0	0	0	0
共同の証拠開示/事件管理計画又はステイタスレポートを、早期の事件管理に含めることの効果	0	0	0	0
強制仲裁への付託を、早期の事件管理に含めることの効果	0	0	0	0
証拠開示：質問書の制限	0	0	0	0
証拠開示：証言録取書の制限	NE	NE	NE	NE
証拠開示：終了期限の短縮	S-	S-	0	0
早期の強制開示	0	0	S-district S+case	0
早期の自発的開示	0	0	0	0
開示に関する申立前の誠実な努力	0	0	0	0
和解協議における当事者の直接関与	S-	0	0	0
治安判事による審理前の民事事件処理を増やす	0	0	S+	0
類型別事件管理に関するトラックモデル	0	NE	NE	NE
複雑訴訟事件の管理	NE	NE	NE	NE
当事者と弁護士双方の署名を、延期につき要求する	NE	NE	NE	NE
当事者を拘束する権限を持つ者が協議に出席する	NE	NE	NE	NE

S+=顕著な増加、0=顕著な効果はなし、S-=顕著な減少、NE=評価不能(理由については本文参照)

*This table is reproduced from JAMES S. KAKALIK ET AL., AN EVALUATION OF JUDICIAL CASE MANAGEMENT UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT 89 (1996), with permission by the Insutitute for Civil Justice at RAND, Santa Monica, CA, USA.

業務時間は少なくなる傾向にある一方、早期の事件管理はより多くの業務時間を要する傾向にある。また、弁護士の業務時間は、圧倒的に事件管理以外の要因、例えば事件の複雑性等により規定される。早期の事件管理、早期の審理期日の設定、およびディスクヴァリの終了期限の短縮の組合せにより生じる効果は、弁護士の業務時間に関するそれぞれの効果を相殺し、その結果三つのすべての政策を取り入れた事件は、それらの政策をまったく取り入れない事件とそれほど異ならず、僅かに一時間の業務時間の短縮が生じるにすぎない。このように、弁護士の業務時間が裁判官による事件管理以外の要因に規定され、また裁判官によるディスクヴァリの管理のみが弁護士の業務時間の短縮と重要な関連性を有するにすぎないとすれば、改革法における手続上の改革の方法は、訴訟に関する費用の減少については限られた役割を演ずるにすぎないとみられるとする。⁽⁵⁸⁾

③満足度に関する効果 訴訟終了までの時間や弁護士の業務時間に大きな効果を有するとみられる前述の三つの政策は、統計上弁護士の満足度には重要な効果を及ぼさない。しかし、事件管理の程度が高ければ高いほど、弁護士の満足度も高くなる。また、前節で指摘されたように、民事の審理前手続における治安判事の利用の増加は、弁護士の満足度を著しく増加させる。早期の開示がなされた事件の弁護士は、より大きな満足度を報告している。⁽⁵⁹⁾

よび答弁書の提出期限が遵守されるよう、調査官に事件を調査させ、それらの期限が遵守されていないときは、事件を終了させるための訴訟行為を開始すること、

②争点決定がなされた事件については、争点決定後、事件が最終するか否かを見極めるため一ヶ月ほどの期間をおき、それから裁判官による事件管理を開始すること、

③早期の事件管理セットの一部として、確定した審理期日の設定を含め、可能な限りその期日を遵守すること、そして
④早期の事件管理セットの一部として、その事件に相応しい適切な短期のディスクヴァリの終了期限の設定を含めると、である。

そして、この政策により、ほとんどすべての一般民事事件について、裁判官による事件管理は、提訴後六ヶ月以内またはそれ以下の期間内に開始されるべきであるとしている。⁽⁶¹⁾

(55) See JAMES S. KAKALIK ET AL., *supra* note 27, at 87.

(56) *Id.* at 88.

(57) *Id.* at 88-90.

(58) *Id.* at 90.

(59) *Id.* at 90-91.

(60) *Id.* at 91.

(61) *Id.* at 91-92. しかし、RAND報告は、その分析が事件管理手続の訴訟事件への実験的な無作為の割当てに基づく資料ではなく、裁判官の事件管理に当然に生ずる差異を前提と

④公正さの見解に関する効果 事件管理は、弁護士の公正さに関する見解について統計上重要な効果をもたらさなかった。九〇%以上の弁護士が、事件管理は公正である旨を報告している。⁽⁶⁰⁾

(2) 期待しうる一組の事件管理

以上のような調査結果から、RAND報告は、費用や弁護士の満足度、公正さに関する見解を変更せずに、訴訟終了の時間を短縮する一組の事件管理の政策が提案され、それは、改革法のもとで、唯一費用の減少に効果的と思われるディスクヴァリの管理を含むものであるとする。もし、早期の事件管理と早期の審理期日の設定が、ディスクヴァリの終了期限の短縮と結び付くならば、早期の事件管理により予想される弁護士の業務時間の増加は、裁判官によるディスクヴァリの管理により予想される弁護士の業務時間の短縮により相殺される。このような状況のもとでは、九ヶ月以内に終了しない一般民事事件の当事者は、約四ヶ月から五ヶ月の訴訟終了時間の短縮に対して、なんら大きな費用の負担も負わないであろう。以上の政策は、弁護士の満足度や公正さに関する見解についてなんら大きな効果を持たない。このような分析から、RAND報告は、一般の民事事件について次のような早期の事件管理の方法を考慮すべきであるとしている。すなわち、

①まだ争点決定がなされていない事件については、送達お

した観察的な資料に基づくものであることから、予測される効果は、そのような政策が広範に実施された場合に予想される上限を示すものとして扱われるべきであるとする。また、パイロット計画が大きな効果をもたなかった実施上の要因として、改革のための手続が徹底していないことと改革法上の文言が不明確であること、組織上の要因、そして実行上の要因を指摘する。*Id.* at 92-93.

四 連邦司法センター (Federal Judicial Center) による評価

1 序論

民事司法改革法は、前述のように合衆国司法会議に対して一〇のパイロット地区、及びその他の一〇の比較地区の連邦裁判所の選択を指定したが、さらに五つの連邦裁判所をデモンストレーション地区に指定した。⁽⁶²⁾ このうち、改革法は、ミシガン州西部地区およびオハイオ州北部地区に対しては類型的な事件管理の方法を、またカリフォルニア州北部地区、ミズーリ州西部地区およびウェストバージニア州北部地区に対しては、代替的紛争解決方式を含めた、民事訴訟において費用と遅延を解消する方法を試みるべきものとした。⁽⁶³⁾ また、改革法は、合衆国司法会議に対して、デモンストレーション・プログラムの下での裁判所の経験を議会に報告することを指示した。⁽⁶⁵⁾ 合衆国司法会議は、この任務を裁判所の運営及び事件

管理に関する委員会に委任し、さらに、この委員会の要請に基づき、連邦司法センターが、デモンストレーション地区に指定された連邦裁判所における実験的試みについての調査を行った。⁽⁶⁶⁾ このデモンストレーション地区は、以下のような点でパイロット地区と区別される。すなわち、パイロット地区における裁判所の経験は、それが有効なものと認められる場合に、すべての連邦裁判所において適用されるべき一般的原則の基礎を形づくることにあるのに対して、デモンストレーション地区のそれは、特定の事件において新たな事件管理の方法を例証することであり、同様な努力を試みる他の裁判所に対して教訓または模範として役立つことにある。⁽⁶⁷⁾ 連邦司法センターは、裁判官との面接、弁護士への質問書の送付とそれに基づく回答、および裁判所の事件表上の各訴訟事件に関する情報を通して、デモンストレーション計画についての調査を行った。⁽⁶⁸⁾

(22) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I Pub. L. No. 101-650, § 104 (b), 104 Stat. 5097 (as amended Pub. L. 104-307, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).

(63) See *id.*, § 104 (b) (1).

(64) See *id.*, § 104 (b) (2).

(65) See *id.*, § 104 (d).

(69) See DONNA STENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE

た目的は裁判所により異なっている。すなわち、改革法が指示するように、費用と遅延を解消すること、事件管理についてより大きな統一性をもたらすこと、事件に対する確固とした裁判所の監督を確立すること、不必要なディスカヴァリを排除すること、そして裁判官と訴訟事件に対して責任を負いうるような制度を確立すること、である。⁽⁷⁰⁾

また、各裁判所は、ディスカヴァリに関する資料の初期の開示を規定しているが、その実務は裁判所により異なる。カリフォルニア州北部地区連邦地裁は、連邦民訴規則二六条の改正前に開示を採用しており、その後連邦地裁地方規則 (local rule) を連邦規則に一致させたが、当事者に対して、書類のリストではなく書類自体の提出を求めている。オハイオ州北部地区連邦地裁もまた連邦規則を採用したが、非公式には、裁判所はその実施を裁判官の意向に委ねている。ミシガン州西部地区連邦地裁もまた連邦規則を採用したが、地方規則により裁判官に対してその裁量で当該規則を適用する権限を与えている。⁽⁷¹⁾

このように、デモンストレーション地区における事件管理計画は多くの点で類似しているが、オハイオ州北部地区とミシガン州西部地区のそれは、カリフォルニア州北部地区のそれと二つの点で異なる。第一に、前二者のプログラムは、すべての民事事件を対象としており、それはいわゆる行政的事件とよばれる事件をも含むのに対して (例えば、囚人申立事

MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, i (FJC 1997).

(67) *Id.* at ii. これらの五の裁判所は、事件管理手続やADR手続についてすでに一定の実績を有する裁判所であり、民事司法改革法上も、パイロット地区とは異なりこれらの裁判所はデモンストレーション裁判所として明記された。 *Id.* at iii.

(68) *Id.* at iii-iv.

2 五つの裁判所において採用された計画の概要

(1) 事件管理計画

事件管理計画を採用した三つの各裁判所^(68b)は、それぞれの民事事件に対する裁判官の早期の配慮を強調し、かつ以下のような原則を含んだ計画を作成した。すなわち、①裁判官と弁護士による早期の事件管理協議、②弁護士が事件管理協議の前に会合し、当該事件について議論し、その必要性や予定について議論すべきものとする、③事件管理協議の前に、弁護士が彼らの議論に基づいた共同の事件管理計画書を提出すべきものとする、④事件管理協議期日においてまたはその後、当該事件のための予定を定め、ディスカヴァリの制限を明記し、またその他の事項を記載した事件管理命令を発令すること、および⑤調停、仲裁ならびに早期中立的評価を含めた、裁判所に基礎を置く一連のADR計画を利用すること、である。⁽⁶⁹⁾ これらの計画により裁判所が達成しようとし

件、社会保障事件等)、後者はそのような事件を対象にはしていない。第二に、前二者は、それぞれの民事事件を事件管理トラックに割り当てる^(71b)が、後者はそのようなトラックを採用していない、という点である。事件を明示的な事件管理トラックに割り当てるといふ例外を除けば、裁判所のデモンストレーション計画は、本質的には連邦規則一六条と二六条とを組み合わせたものである。⁽⁷²⁾

(2) ADR (代替的紛争解決) 計画

ADRに関する三つのすべてのデモンストレーション裁判所は、少なくとも一定の事件について強制的な、かつ広範囲の民事事件に適用される計画を採用した。裁判所がこれらの計画により成し遂げようとした目的はそれぞれ異なっているが、それは、改革法が指示するように費用と遅延を解消すること、早期の事件の解決とより多くの和解を生じさせること、当事者が集まり、その事件についてのそれぞれの意見を考慮する機会を提供すること、そして強制的なADRへの付託が、他にどのような効果を有するかを判断すること、である。⁽⁷³⁾

これらの三つの裁判所における計画は、以下のような幾つの特徴を共有している。すなわち、①少なくとも一定の事件をADRに強制的に付託すること、②依頼人がADRの期日に出頭することを要求すること、③弁護士に対する費用を除いて、ADRに参加する当事者の費用を低額または無償とすること、そして④利用できるADRの手続に調停を含める

こと、である⁽⁷⁴⁾。以上の裁判所の計画は、事件への早期の注目と早期の解決という目的をも共有しているが、訴訟事件をADRに付託する時期は、裁判所により、あるいは同一の裁判所においても異なっている⁽⁷⁵⁾。また、これらの裁判所におけるADR計画は、多くの点で類似する一方、幾つかの重要な相違点もまた存在している。第一に、カリフォルニア州北部地区とミズーリ州西部地区における計画は、常勤の専門的なADR職員により維持されている一方、ウェストバージニア州北部地区における和解週間 (settlement week) の計画は、調査官事務所の職員により低額で運営されている。第二に、ミズーリ州西部地区における圧倒的多数のADR期日は、常勤の計画管理官 (program administrator) により調停が実施される一方、カリフォルニア州及びウェストバージニア州北部地区における訴訟事件は、裁判所により維持される名簿から選ばれる弁護士中立人 (attorney neutral) に付託される。第三に、カリフォルニア州北部地区は、仲裁や早期中立的評価のような評価型の手続を含んだ、多様なADR手続に参加している一方、ウェストバージニア州北部地区およびミズーリ州西部地区における大多数のADR事件は、助成型の調停に参加している⁽⁷⁶⁾。

(68 b) これらの裁判所は、カリフォルニア州北部地区、ミシガン州西部地区、およびオハイオ州北部地区である。

示されている (表5参照)。その他の地区では、訴訟終了の時間は実質的に変わらなかった⁽⁷⁷⁾。しかし、デモンストレーション計画の下で、すべての地区における裁判官が古い事件をより迅速に解決していることが示されているとする。事件処理件数に関する統計については、デモンストレーション計画との因果関係を考慮する際、注意しなければならない点があるとす。例えば、カリフォルニア州北部地区は、過去一〇年間に非常に安定した、平均より短い訴訟終了時間を維持してきたのであり、デモンストレーション期間前およびその間における事件受理件数の増加に対処してきたのである⁽⁷⁸⁾。事件処理件数に関する指標のみを考慮した場合、何らかの事件管理計画が訴訟終了の時間に効果を有したとすれば、それはミシガン州西部地区における類型的事件管理制度であった⁽⁷⁹⁾。

事件管理計画についての弁護士の評価もまた、計画全体としては訴訟終了までの時間について大きな効果を持たないことを示している。各裁判所における半数に満たない弁護士が、事件管理計画は事件を迅速に処理したと報告する一方で、その他のほとんどの弁護士は、その計画が訴訟終了の時間について何らの効果も持たなかったと述べた (もつとも、カリフォルニア州北部地区では、少数の弁護士がその計画は事件の進行を妨げたと述べた⁽⁸⁰⁾)。また、弁護士の評価は、この計画全体に対しては控えめな効果のみを示す一方で、各裁判地区においては、大多数の弁護士が、特定の事件管理手続を訴訟

(69) See DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 66, at 1.
 (70) *Ibid.*
 (71) *Id.* at 1-2.
 (71 b) ミシガン州西部地区では、各民事事件は六トラックのうちの一つに、オハイオ州北部地区では、五トラックのうちの一つに割り当てられる。*Id.* at 2.

(72) *Id.* at 2.

(73) *Id.* at 3

(74) *Ibid.*

(75) *Ibid.* 最も早い事件付託はミズーリ州西部地区で行われ、ここでは裁判所の早期評価計画に割り当てられた事件は、被告がその事件と何らかの関係を持った後三〇日以内に計画管理人との会合に付されることになっており、その期間はしばしば提訴後わずかに二ヶ月から三ヶ月にすぎない。他方、ウェストバージニア州北部地区の三人の裁判官のうち二名は、デイスカヴァリが実質的に終了した後のみ、事件を調停に付託している。カリフォルニア州北部地区では、事件は、ADRの種類に応じ、異なった時点においてADRに付託されている。

(76) *Id.* at 4.

3 事件管理計画に関する調査結果

(1) 訴訟終了時間に及ぼす効果

事件処理件数に関する統計によれば、事件管理計画を採用した三つの裁判所のうち、ミシガン州西部地区においてのみ、デモンストレーション期間中に訴訟終了時間の明確な減少が

の進行に有益なものと認めている^(80 b)。

(2) 費用に及ぼす効果

事件管理計画が費用に及ぼす効果については、低い割合の弁護士が、その計画全体が訴訟に関する費用を減少させたことと評価する一方、ミシガン州西部地区とオハイオ州北部地区では、ほとんどの弁護士が費用については効果を持たなかったと報告した。カリフォルニア州北部地区では、他州に比べて、やや高い割合の弁護士が計画全体について否定的な効果を示した。ほとんどの弁護士が、デモンストレーション計画全体としては訴訟に関する費用について効果を持たなかったものと認めた一方で、これらの計画のうちいくつかの構成要素が、訴訟に関する費用を減少させるものと認めている (表6参照)。

(3) その他の効果

前述のように、弁護士の評価によれば、裁判所による事件管理の手続は、民事訴訟における遅延と費用について大きな効果を及ぼすものではないが、弁護士および裁判官は、これらの計画における経験を通して有益と考えられるその他の点を指摘している。ミシガン州西部地区では、裁判官は、類型的事件管理が実務において統一性を与え、またこの制度は、訴訟事件表について裁判所に責任があることを明らかにすると指摘している。また、この制度はそれぞれの事件に綿密な注意を払い、効果的な時間配分を行い、ADRを効果的に利

表4 訴訟にかかる時間と費用に関する弁護士の評価 (パーセント)

	カリフォルニア州 北 部	ミシガン州 西 部	ミズーリー州 西 部	オハイオ州 北 部	ウェストヴァージニア州 北 部
その訴訟にかかった時間の妥当性					
事件の進行は遅すぎた	10.0	8.0	10.0	12.0	10.0
事件は適当なペースで進行した	83.0	80.0	83.0	80.0	78.0
事件の進行は早すぎた	3.0	6.0	2.0	3.0	3.0
意見なし	5.0	6.0	5.0	6.0	9.0
その訴訟にかかった当事者の費用					
思ったより高かった	21.0	15.0	19.0	17.0	15.0
おおよそ妥当だった	62.0	67.0	63.0	65.0	69.0
思ったより低かった	10.0	7.0	11.0	6.0	7.0
意見なし	7.0	11.0	7.0	11.0	10.0

表5 事件管理計画が全体として訴訟所要時間に及ぼす影響についての弁護士の評価 (パーセント)

計画全体が所要時間に及ぼす影響	ミシガン州西部	オハイオ州北部	カリフォルニア州北部
事件の進行を促した	43.0	39.0	46.0
事件の進行を妨げた	4.0	3.0	12.0
効果はなかった	54.0	58.0	42.0

表6 事件管理計画が全体として訴訟費用に及ぼす影響についての弁護士の評価 (パーセント)

計画全体が費用に及ぼす影響	ミシガン州西部	オハイオ州北部	カリフォルニア州北部
費用は減少した	30.0	25.0	34.0
費用は増加した	9.0	8.0	20.0
効果はなかった	61.0	67.0	46.0

*These tables are cited from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 6-9 (1997).

用することに役立つ。弁護士にとっては、自らの事件について計画をたて、期限を認識するのに役立つとの指摘がある。全体として、八五%が類型的事件管理の制度を効果的なものと評価した。オハイオ州北部地区もまた、一般的に類型的事件管理に非常に満足しており、そのもっとも重要な利点の一つとして、その制度が確立した「事件を進行させようとする傾向」を指摘する。ある裁判官は、類型的事件管理が弁護士と裁判所に対して、彼らが共同作業をしなければならぬという政策または合意がある旨のメッセージを伝えていると、述べている。裁判官にとって第二の利点とは、類型的事件管理が、各トラックに対する指針を通して彼らがその作業を行うことに助力することであり、特にその指針は多くの新任裁判官にとって有益であったとする。また、裁判官は、裁判所が各トラックにおける事件の実施を監督することを可能とするトラック制度により負わされる責任を非常に重要なものと認めた。裁判官と同様に、弁護士もまた類型的事件管理が、事件に対して系統的な原則を提供した点を評価した。^(81b)

カリフォルニア州北部地区の裁判官は、その事件管理計画からほとんど利点を見出していないが、これは主としてほとんどの裁判官がその計画の採用前に非常に類似した事件管理を行っていたことによるものである。彼らはその計画に非常に満足するとともに、その効果は弁護士に対してより大きいものと考えている。弁護士は、受任事件に関する早期の評価

や、早期の情報交換、そしてそれに基づく早期の争点の確定という利点を指摘している。また、ある弁護士は、類型的事件管理の場合と同様に、受任事件について計画を立て準備するのに役立つと指摘した。そして、七七%の弁護士により、裁判所の手続は効果的な事件管理制度であると評価された。⁽⁸²⁾

(4) 特に訴訟の進行に効果的な事件管理手続

前述のように、事件管理計画全体としては、訴訟の進行について著しい効果は見られなかったのであるが、弁護士が訴訟の進行について効果的なものと考えた一連の事件管理手続が存在している(表7参照)。

① 早期の事件管理協議とスケジュール命令 調査の対象となった三つの裁判所において約三分の二から四分の三の弁護士が二つの積極的な事件管理、すなわち裁判官との早期のスケジュール協議、およびスケジュール命令を、事件の進行に有益なものとして指摘した。弁護士は、最初の事件管理協議とそれによりもたらされる裁判官との早期の接触がきわめて重要であることを強調している。^(82b) 裁判官もまた、最初の事件管理協議が彼らの事件管理計画における最も重要な要素の一つであることを指摘している。⁽⁸³⁾

② 電話の利用 また、ミシガン州西部地区およびオハイオ州北部地区の弁護士にとって、訴訟終了時間の短縮に重要な意味を持ったのは、電話の利用である(オハイオ州北部地区ではディスカヴァリに関する紛争の解決に、またミシガン

州西部地区では裁判所との協議の開催に利用された。四分の三を超える弁護士が電話の利用は訴訟の進行に有益であると評価し、裁判官もこの点に同意している。⁽⁸⁴⁾

③その他の事件管理手続 事件管理に関する実務の中で、事件を早期に進行させるために特に効果的なものとしては、前述した第一の一連の手続の他に、約半数の弁護士が事件の進行に効果的なものと評価した第二の一連の手続が存在する。これには、これまで長く事件管理にとり重要と考えられてきた申立ての処理の方法や、ディスカヴァリの期間制限、審理期日の設定（オハイオ州北部地区では、予定された期日に審理を行う）がある。また、いくつかの裁判所において行われた新しい手続である事件管理トラックの利用や、弁護士の会合協議（meet and confer）及び共同書面（joint statement）⁽⁸⁵⁾もまた、約半数の弁護士により有益なものと評価された。

④開示 三つのすべての裁判区における半数または若干それを上回る数の弁護士が、開示は事件の進行に有益なものと評価した。全面的な開示手続を採用した最初の裁判所の一つであるカリフォルニア州北部地区では、裁判官と弁護士の双方が、開示手続の経験に好意的な報告を行った。特に、受任事件についてかなりの量の開示を行った弁護士の方が、そうでない弁護士に比べ、事件管理計画が訴訟時間を短縮させ効果的な制度をもたらしたと述べる可能性が高かった。⁽⁸⁶⁾

ア州北部地区では、開示やADRもまた、費用の低廉化に役立つと指摘されている。⁽⁸⁸⁾もともと、弁護士の会合協議や、共同報告書、ADR、そしてカリフォルニア州北部地区では最初の事件管理協議についてさえ、意見の相違が存在することは大変興味深い。このような見解の相違を一つの要因で説明することは単純化のおそれがあるとしても、一般的には複雑なかつ（または）対立する事件に関与した弁護士ほど、費用の増加が種々の事件管理的要素に起因すると考える傾向が強かった。⁽⁸⁹⁾

一般的に、表8は、費用の低廉化に効果的な事件管理手続の傾向をそれほど示していない。実際、ある場合には、それは訴訟終了時間の短縮に効果的な手続に暗い影を投じている。訴訟時間の短縮に有益であると報告されたいくつかの手続である最初の事件管理協議や弁護士の会合協議、共同書面は、費用を増加させたとの報告もなされている。⁽⁹⁰⁾

(6) 事件管理計画が特に効果的な事件
前述の三つの裁判所が採用した事件管理手続は、二つの類型の事件、すなわちより単純な事件と、標準的または平均的な事件のいづれかを担当した弁護士によりもっても効果的であると評価された。⁽⁹⁰⁾より複雑な事件や、労力を要するあるいは対立する事件では、弁護士は、デモンストレーション計画⁽⁹¹⁾について消極的な評価を報告する傾向があった。

(7) 類型的事件管理と個別的事件管理との相違

アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価（小松良正）

⑤ADR（代替的紛争解決） また、約半数の弁護士がADRは訴訟の進行に有益であると認めている。開示の場合と同様に、ADRに付託された事件の弁護士の方が、裁判所の事件管理手続は事件を進行させたと報告する可能性が高かった。⁽⁸⁷⁾

⑥事件を遅延させる手続 オハイオ州北部地区とカリフォルニア州北部地区では、代替的紛争解決手続に付託された事件を受任した少数の弁護士が、その手続により訴訟の進行が遅れたと報告した。裁判官による異議申立ての処理の方法もまた、裁判所による書面作成の要求と同様、訴訟遅延をもたらしうるとされている。⁽⁸⁸⁾

(5) 特に費用の低廉化に効果的な事件管理手続
弁護士の経験によれば、費用を低廉化するために効果的な手続は、事件の進行に有益とされる手続ほど多くはないが、後者の場合と同様に、最初の事件管理協議とその期日における裁判官との接触が、費用を減少させる重要な要素であるとしている（表8参照）。しかし、ミシガン州西部地区とオハイオ州北部地区の弁護士は、電話の利用が費用を低廉化する方法もまた、費用を低廉化させあるいは増加させる重要な要素である。カリフォルニア州北部地区では、第一回事件管理協議期日のための弁護士の準備作業である会合協議および共同書面が、また、オハイオ州北部地区およびカリフォルニ

裁判官は、類型的事件管理が、本質的には個別的事件管理と特徴づけられる点に同意する一方で、類型的事件管理がもたらすいくつかの利点をも指摘した。すなわち、それは弁護士に対して、様々な類型の事件につき裁判官が有する期待を伝え、またその結果として、弁護士は最初の事件管理協議期日において、その事件について現実的な議論を行う用意ができるということである。トラックはまた、様々な訴訟上の事項に関する目標を設定するものであり、特に審理期日が重要な指針となるものとされている。弁護士だけでなく多くの裁判官もまた、トラック機構は彼らが訴訟事件について準備し計画を立てるのに役立つと述べた。また、裁判官は、最初にどの事件に注意を払わなければならないかをトラック機構が明らかにしてくれる点で、彼らの職務を整理するのに役立つと述べた。同様の理由で、数人の裁判官はその機構が申立てについて迅速に裁判することに役だったとする。なぜならば、彼らはその機構のため、もはやそれについて裁判せずにおすすめすることができなくなったからであるとする。⁽⁹²⁾

(8) 事件管理計画を効果的なものとするための必要な条件
裁判官は、事件管理計画を実行する上で重要ないくつかの要素を指摘している。まず、弁護士の関与がすべての裁判所において重要な意味をもった。改革法に関する裁判所の諮問グループが、最初にそれぞれの計画の立案に携わり、裁判所と密接な関係を保ちながら作業を行い、計画を緻密なものとする

表 8 特定の事件管理手続を、訴訟費用を減少又は増加させるものと評価する弁護士割合*

事件管理手続	費用を減少させる			費用を増加させる		
	ミシガン州 西部	オハイオ州 北部	カリフォルニア州 北部	ミシガン州 西部	オハイオ州 北部	カリフォルニア州 北部
電話の利用	78.0	80.0	NA	1.0	3.0	NA
早期の事件管理協議	42.0	43.0	41.0	8.0	13.0	19.0
裁判官と接触する機会を増やすこと	49.0	NA	NA	12.0	NA	NA
裁判官による申立ての処理	40.0	34.0	41.0	16.0	5.0	25.0
共同の事件管理報告書	26.0	26.0	40.0	21.0	15.0	31.0
弁護士の会合協議	NA	NA	43.0	NA	NA	27.0
証拠資料の開示 (disclosure)	33.0	43.0	43.0	11.0	13.0	15.0
ADRの要求	29.0	42.0	40.0	12.0	30.0	24.0
書面提出の要求	16.0	20.0	30.0	24.0	25.0	19.0
開示前の正式なディスカヴァリの禁止	NA	NA	40.0	NA	NA	12.0
合意による計画変更の禁止	NA	NA	14.0	NA	NA	22.0

*
**These tables are cited from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 11-13 (1997).

表 7 特定の事件管理手続を、事件を進行させるもの又は遅延させるものと評価する弁護士割合*

事件管理手続	事件を進行させる			事件を遅延させる		
	ミシガン州 西部	オハイオ州 北部	カリフォルニア州 北部	ミシガン州 西部	オハイオ州 北部	カリフォルニア州 北部
電話の利用	73.0	81.0	NA	2.0	2.0	NA
早期の事件管理協議	67.0	74.0	66.0	1.0	2.0	7.0
スケジュール命令	72.0	77.0	60.0	1.0	1.0	8.0
裁判官と接触する機会を増やすこと	66.0	NA	NA	3.0	NA	NA
裁判官による申立ての処理	58.0	50.0	50.0	14.0	6.0	23.0
トラックの割当	54.0	48.0	NA	1.0	1.0	NA
審理計画の手続	53.0	76.0	48.0	4.0	2.0	12.0
共同の事件管理報告書	52.0	50.0	62.0	2.0	4.0	13.0
弁護士の会合協議	NA	NA	63.0	NA	NA	11.0
ディスカヴァリの期限	50.0	55.0	NA	3.0	1.0	NA
証拠資料の開示 (disclosure)	49.0	57.0	59.0	6.0	4.0	6.0
ADRの要求	50.0	47.0	46.0	5.0	18.0	17.0
書面提出の要求	31.0	32.0	30.0	11.0	11.0	19.0
開示前の正式なディスカヴァリの禁止	NA	NA	31.0	NA	NA	28.0
合意による計画変更の禁止	NA	NA	18.0	NA	NA	24.0

NA=該当する事件なし。
「電話の利用」は、オハイオ州北部地区では証拠開示に関する紛争に、ミシガン州西部地区では裁判所との協議に使われた。
各項目について、残りの弁護士は(すなわち、この手続が事件を進行させるとも遅延させるとも思わなかった人)、この手続は効果がなかったと報告した。

(78) *Ibid.* また、オハイオ州北部地区では、訴訟処理時間はそれほど安定していなかったが、受理事件に関する統計は、デモンストレーション計画開始のかなり以前から、訴訟処理時間が短縮される傾向を示している。この傾向は計画実施後二年目に終了したが、これはおそらく一九九二年から九三年にかけて裁判官の欠員が増加したことによるものと思われる。*Id.* at 7.

(79) *Id.* at 8. 本質的に同一のルールを有する計画がオハイオ州北部地区では同一の効果を持たなかった理由は、おそらく幾つかの要因により説明されるであろうが、当該地区における裁判官の欠員が一つの明白な回答であろうとする。

(80) *Ibid.*

(80 a) *Ibid.*

(81) *Id.* at 8-9.

(81 a) *Id.* at 9.

(82) *Id.* at 9-10.

(82 b) 裁判官との接触の価値をさらに証明するものとして、

していった。次に、類型的な事件管理計画では、新たな方式と手続を進展させる点で、裁判所職員もまたその実行に重要な役割を演じた。自動化を担当した職員は、トラックの実施を測定する装置を開発する必要から、特に重要なものであった。最後に、数人の裁判官が強調した点として、裁判官の側における協力と柔軟性があげられている。裁判所規模での計画は、方式と手続についてある程度の妥協を必要とするであろうし、また裁判官が自発的にこれらの計画を実行しなければ、それらは成功しないであろう。同様に、そのような計画が採用されたならば、全ての裁判官が忠実に新しい手続を適用するようにすることが重要であるとの指摘が、数人の裁判官によりなされた。⁽⁹³⁾

(77) See DONNA STIENSTRA ET AL., *supra* note 66, at 7.

(77 b) *Id.* at 7. もっとも、この点は、事件管理によるものとも考えられるほか、民事司法改革法が三年以上係属する未済事件の事件名と裁判官名の公表を要求したことによるものとも考えられる。*Ibid.* なお、連邦司

ミシガン州西部地区における六六%の弁護士が、裁判官との一層の接触は事件を進行させるものと評価している。

(83) *Id.* at 10.

(84) *Ibid.*

(85) *Id.* at 11. 占閑・前掲注(1)七四頁は、わが国においても、まず訴訟運営上の実務慣行として、このような共同書面の提出が取り入れられることを期待するとする。

(86) *Id.* at 12.

(87) *Ibid.*

(88) *Ibid.* 表4は、カリフォルニア州北部地区において、比較的多くの割合の弁護士が裁判所の事件管理手計画は彼らの事件の進行を遅らせたと報告した理由を説明する手続を示している。それらは、開示 (disclosure) が行われるまでのデイスカヴァリの延期と、事件計画変更の合意を禁止するルールである。これらの手続が問題をもつとした場合、それらは明らかに他の手続と関連を有している。例えば、より多くの開示に従事した弁護士ほど、デイスカヴァリの延期を問題とは考えない傾向が大きかった。また、受任事件がADRに付託された弁護士ほど、計画変更禁止の原則を問題と考える傾向が大きく、これは、ADR手続が、裁判官によらなければならずることができない計画の変更の必要を生じさせることを暗示している。*Ibid.*

(88b) カリフォルニア州北部地区では、多くの弁護士が、デイスカヴァリの延期は、訴訟処理時間に関する場合と異なり、費用の減少の点で効果的であると報告した。*Id.* at 13.

(89) *Id.* at 13-14.

(90) *Id.* at 14.

三年七月一日にデモンストレーション計画が始まってから、約二二〇〇件の事件がADRに付託された。これは、全受理民事事件数の約一五%にのぼり、またADRが考慮される訴訟上の段階に達した事件との関係ではより高い割合となるであろう。⁽⁹⁴⁾

(2) 訴訟終了時間に及ぼす効果

ある裁判所でのある時点における変動する多くの条件のため、訴訟終了時間についてのある特定の裁判所の計画の効果を確認することは非常に困難であり、またADRに付託された事件とそうでない事件とに基づいて訴訟終了時間に関する効果を判断することは、それらの事件が無作為に選択されたものではないため、一般には難しい。しかし、ミズーリ州西部地区における早期評価計画は、これら二つの問題を克服している。この地区では、要件を満たす民事事件は無作為に三つのグループに割り当てられる。すなわち、早期評価計画への参加を要求されるもの (A事件)、任意に参加することができるもの (B事件)、およびその計画への参加が許されないもの (C事件) である。デモンストレーション期間中の裁判所における他の条件は全てのグループに同様の影響を及ぼしたものとみられ、したがって訴訟終了時間に及ぼす効果は、早期評価計画に帰することができるとする。四年後半、三千件を超える事件がいずれかのグループに割り当てられ、この計画への参加を要求された事件 (A事件) についての終

(90b) すなわち、それらの事件は、少数から中程度の数の正式なデイスカヴァリやそれに関する紛争により特徴付けられ、またそれらは低額から中程度の金額を対象としており、事実審理の可能性を有するとともに、弁護士が一般的に協力的な事件である。*Ibid.*

(91) *Ibid.*

(92) *Id.* at 14-15.

(93) *Id.* at 15.

4 ADR (代替的紛争解決) に関する調査結果

(1) ADRへの事件の付託数

代替的紛争解決に関するデモンストレーション地区に指定された三つの裁判所では、相当数の事件が当該手続に付託された。一九九二年一月からの計画の開始以来、ウェスト・ヴァージニア州北部地区では約七〇〇件の事件が和解週間 (settlement week) に付託され、争点に達した事件の約四〇%に及び、またデイスカヴァリの終了した事件についてはさらに高い割合になるであろうとする。ミズーリ州西部地区では、受理民事事件数の三分の一が自動的に早期評価計画 (Early Assessment Program) に、また三分の一が任意にその計画に参加しうるものとされた。一九九二年一月以来、千件を超える事件がいずれかのグループに割り当てられた。八四五件の事件について、一回または数回の早期評価のための会合が開催された。カリフォルニア州北部地区では、一九九

了時間の中央値 (七ヶ月) は、参加を許されなかった事件 (C事件) のそれ (九・七ヶ月) よりも二ヶ月以上も短かかった。^(94b) 全体として、早期評価計画への参加が訴訟終了時間を短縮させたことは明らかであるとされる。⁽⁹⁵⁾

ウェスト・ヴァージニア州北部地区とカリフォルニア州北部地区では、裁判所が事件を無作為に割り当てず、またデモンストレーション計画の前すでにADRを有していたため、訴訟終了時間に及ぼす効果を確認することは非常に難しい。受理事件に関する統計によれば、ウェスト・ヴァージニア州北部地区での計画終了時点での訴訟終了時間の中央値 (一〇ヶ月) は、計画開始時 (一二ヶ月) と比べ約二ヶ月短縮された。しかし、和解週間の効果を、提訴率や裁判官の員数の変化を含めた、裁判所に影響を及ぼす他の要因から完全に分離することは不可能である。同様に、計画期間を通してかなり短い訴訟終了時間を維持し、また提訴率の変動にもかかわらず短い訴訟終了時間を維持してきたカリフォルニア州北部地区においても、その効果を確認することは難しい。しかし、双方の地区において、ADR計画が訴訟終了時間にとり不利な効果を及ぼさなかったことは明らかである。⁽⁹⁶⁾

さらに、これらの地区では高い割合の弁護士 (カリフォルニア州北部地区では、六〇%を超える弁護士) が、ADRは事件終了までの時間を短縮させたと評価している。その他の弁護士は、計画が訴訟終了時間に効果を及ぼさなかったと考

表 13 実際の訴訟で、ADRに付託するタイミングについての弁護士の評価
(パーセント)

ADRに付託するタイミング	ミズーリー州 西部	ウエストヴァージニア州 北部	カリフォルニア州 西部
早すぎた	11.0	24.0	11.0
おおよそ適当な時期だった	89.0	76.0	83.0
遅すぎた	0.0	0.0	6.0

表 14 実際の訴訟で、行われた手続の公正さについての弁護士の評価
(パーセント)

手続の公正さについての弁護士の評価	事件管理計画			ADR計画		
	ミシガン州 西部	オハイオ州 北部	カリフォルニア州 北部	ミシガン州 西部	オハイオ州 北部	カリフォルニア州 北部
極めて公正	68.0	64.0	67.0	85.0	67.0	61.0
比較的公正	19.0	24.0	22.0	13.0	17.0	25.0
比較的不公正	5.0	8.0	7.0	2.0	5.0	10.0
極めて不公正	8.0	4.0	4.0	0.0	1.0	5.0

*These tables are cited from DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO JUDICIAL CONFERENCE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 18-24 (1997).

えており、また少数の弁護士（ウエスト・ヴァージニア州では一四％、カリフォルニア州では一一％）が、ADRは訴訟時間を増加させたと考えた（表9参照）。双方の裁判所におけるこれらの評価は、その事件について和解が成立したかどうかに関係していた。すなわち、ADRの結果としてその事件について和解が成立したと報告した弁護士は、計画が訴訟終了時間を短縮させたと考えた傾向が強い一方、和解が成立しなかったと報告した弁護士は、なんらの効果も及ぼさなかったと考える傾向が強かった。カリフォルニア州北部地区では、ADRの訴訟終了時間に及ぼす効果に関する弁護士の評価は、当該手続への付託の方法によってまた異なっており、ADR手続を自ら選択した弁護士のほうが、当該手続は訴訟終了時間を短縮させたと答える傾向が強かった。

(3) 費用に関する効果

ADRを利用した場合と利用しなかった場合の訴訟に関する費用を比較した場合、半数またはそれ以上の弁護士（ミズーリー州西部地区では、ほぼ七〇％の弁護士）が、ADRは彼らの事件における費用を減少させたと評価している（表10参照）。これは、事件管理計画における費用の減少の場合よりも、かなり高い数字となっている。さらに、一当事者について節約された

表 9 ADRが、実際の訴訟所要時間に及ぼす影響についての弁護士の評価
(パーセント)

ADRが所要時間に及ぼす影響	ウエストヴァージニア州北部	カリフォルニア州北部
増加した	14.0	11.0
影響はなかった	41.0	23.0
短縮した	46.0	61.0
何とも言えない	—	6.0

表 10 ADRが、実際の訴訟で訴訟費用に及ぼす影響についての弁護士の評価
(パーセント)

ADRが費用に及ぼす影響	ミズーリー州 西部	ウエストヴァージニア州 北部	カリフォルニア州 北部
費用を減少させた	69.0	50.0	62.0
費用を増加させた	10.0	17.0	12.0
影響はなかった	21.0	33.0	26.0

表 11 ADRの利用により、実際の訴訟で節約できる費用についての弁護士の見積

見 積	ミズーリー州 西部	ウエストヴァージニア州 北部	カリフォルニア州 北部
1当事者あたりの節約額の中央値	\$15,000	\$10,000	\$25,000
1当事者あたりの節約額の平均値	\$30,007	\$12,622	\$43,000
見積額の幅	\$500-\$950,000	\$300-\$100,000	\$1,000-\$100000

表 12 実際の訴訟で、ADRが和解に及ぼす影響についての弁護士の評価
(パーセント)

ADRが和解に及ぼす影響	ウエストヴァージニア州 北部	カリフォルニア州 北部
訴訟の全体がADRによって和解した	39.0	61.0
訴訟の一部がADRによって和解した	17.0	4.0
ADRは和解に役立たなかった	44.0	35.0

費用の概算額（中央値）が、重要である（表11参照）。ミズーリ州西部地区では、一当事者について節約された費用の概算額は、ADRに付託されなかった場合かかる費用の半額以上に達している。これとは対照的に、若干の弁護士が、ADRへの付託により費用が増加したと報告したが、その概算額は比較的低額であった。⁽⁹⁸⁾費用についての弁護士の見積もりが正確であることを前提とすれば、これらの裁判所におけるADR計画は、依頼人が負担する費用をかなり節約することが明らかである。⁽⁹⁹⁾

(4) ADR計画と和解

ミズーリ州西部地区では、自動的に早期評価計画に付託された事件についての和解による終了率が、当該計画への参加を許されなかった事件よりも、若干高かった一方、後者の事件の方が、前者の事件よりも、審理またはその他の判決により終了した割合が高かった。さらに、早期評価手続に付託された事件で和解が成立したもののうち、約四〇％が当該計画に基づく期日において成立している（この期日は、訴訟のかなり早い段階でなされる）。また、カリフォルニア州北部地区と、ウェスト・ヴァージニア州の半数以上の弁護士が、彼らの事件は、ADRの結果、事件の全部又は一部が和解で終了したと報告している。これらすべての手続が、和解を成立させるという目的を達成しつつあるようにみえる（表12参照）。

(5) その他の効果

各裁判所において、半数以上の弁護士が、ADRは当事者が彼らの立場をより現実的にみるように促し、また依頼人が事件の解決に関与するようにし、相互のコミュニケーションを改善することに助力したと報告している。また、カリフォルニア州北部地区の四〇％以上の弁護士が、ADRは申立ての数や正式なディスカヴァリの数を減少させたと報告した。反対に、一般にADRが訴訟の遅い段階で行われるウェスト・ヴァージニア州北部地区では、二〇％以下の弁護士が、ディスカバリまたは申立ての数の減少をもたらすと考えた。⁽¹⁰⁰⁾

(6) ADRを効果的なものとする要素

ADRに関するデモンストレーション裁判所では、以下の四つの要素が、弁護士によってADR期日を効果的に実施するのに重要であると考えられた。

①期日のタイミング すべての裁判所における大多数の弁護士が、最初のADRの期日は訴訟の適切な時期に開催されたものと考えているが、これらの事件が三つの計画においてそれぞれ異なった時期にADRに付託されているという事実からすれば、大変に興味深い（表13参照）。期日の開催が早すぎるとする理由として、数人の弁護士はディスカヴァリが終了しておらず、または終局的な申立てについての裁判がなされていないため、その期日が生産的でない点を指摘した。

三つの裁判所のうち付託のタイミングがもっとも遅いにもかかわらず期日が早すぎると指摘する傾向のもっとも高かったウェスト・ヴァージニア州北部地区の弁護士は、しばしば和解週間の開催前にディスカヴァリが少なくとも実質的に終了しているべきだとの意見を述べた。他方において、ミズーリ州西部地区では多くの事件がディスカヴァリの開始と同時に早期評価期日に付託されているにも拘わらず、その期日が早すぎると考えた弁護士はほとんどいなかった。そして、これらの調査結果は、ADR期日のタイミングの適切性が一部は裁判所の技量 (culture) に、また一部はADR期日が何を達成するかについての弁護士の期待により左右されることを示唆するとする。例えば、ウェスト・ヴァージニア州北部地区の和解週間は明らかに和解を目的としており、早期の付託は、受任事件についてまだ和解協議を始める用意ができていないと考える弁護士を失望させるであろう。他方において、早期評価計画は本質的には和解を強調しつつ、事件をより柔軟な形で取り扱うことを意図しており、最初の早期評価期日の時点で明らかに事件について和解の用意ができていないときは、当事者がディスカヴァリやその他の事項についての計画をたてることに役立つ。⁽¹⁰¹⁾

②依頼人の参加 付託の時期に関する相違とは対照的に、三つのデモンストレーション裁判所は、ADRの期日に当事者が参加すべきものとする要件をそれぞれの計画において有

している。すべての裁判所ではこの要件がかなり遵守されており、またすべての参加者（裁判官、弁護士および中立人）が、依頼人の参加がADRの成功にとりきわめて重要であると考えている。また、彼らは、出席する依頼人は誠実に参加し、また和解の権限を有することを要することを強調した。⁽¹⁰²⁾

③中立人 (Neutral) の資質 各裁判地区において、中立人の資質が弁護士によりADR手続の有効性にとり重要な要因とみられた。ミズーリ州西部地区では、弁護士は特にその計画の成功について計画管理人・調停人 (Program administrator/ mediator) が演じる重要な役割を強調した。彼の調停技量と訴訟人としての長い経験は、裁判官と弁護士により早期評価計画における重要な要素とみられている。カリフォルニア州北部地区における調査結果もまた印象的であり、中立人の資質が、ADRは訴訟終了時間を短縮させるか、費用を低廉化するか、和解を促進するか、そして満足いく結果と公正な手続を提供するかといったいくつかのADRの有効性を判断する基準に直接関連することを示している。⁽¹⁰³⁾

④和解 各裁判地区において、ADRの有効性に関する弁護士の意見は、受任事件がADR手続を通して和解に達したかどうかにより異なった。例えば、カリフォルニア州北部地区では、担当した事件の全部または一部がADR手続により和解に達した弁護士は、当該手続が訴訟終了時間の短縮や費用の低廉化に効果的であると考え、またその事件の結果に

ついてより満足している。和解がADRに関する弁護士の評価に及ぼす効果は広範囲に渡っており、弁護士はADRが彼らの事件を和解で終了させることに役立つことを期待していることを示唆しているとする。担当事件が和解により終了しない場合、この手続に関する彼らの評価は消極的となる。⁽⁹⁵⁾

(7) ADR計画が効果的な事件

ミズーリ州西部地区での調査結果は、裁判所の早期評価手続が特に契約および市民的権利 (civil rights) に関する事件について訴訟終了時間を短縮するのに効果的である一方、労働事件についてはその効果は明確ではあるものの、それほど大きくはないことを示している。いくつかの異なったADR手続が使用されているカリフォルニア州北部地区では、裁判所の計画における構想は、特定の類型のADRが他のADRよりも特定の事件について有益であるかどうかの調査を不可能とした。しかし、この地区のほとんどの弁護士が、受任事件においていずれかの手続の利用を決定する際、異なった類型のADRを区別している。ある特定のADR手続が選択された理由の説明として、すべての手続における弁護士が訴訟時間の短縮、費用の低廉化および和解の促進を期待して当該手続を選択したと述べた。しかし、これら三つの主要な理由を別とすると、弁護士は異なる理由に基づいて異なるADR手続を選択した。例えば、早期中立的評価(ENE)を選択した弁護士は、事件の帰趨についての専門家の意見を求め

たいと述べる傾向がある一方、治安判事による和解協議を選択した弁護士は、審理に進む前に裁判官の意見を求めたいと述べる傾向があった。⁽⁹⁶⁾

また、弁護士は、それぞれのADR手続から異なった利益を得ているようにみえる。各手続が事件について和解を促すのに有益であるとの報告がなされる一方、例えば、これは仲裁や早期中立的評価よりも調停にいつそうあてはまる傾向があり、他方、仲裁や早期中立的評価では、弁護士は事件に関する中立的な評価を受け責任を明確化してもらうことを求める傾向があった。⁽⁹⁷⁾

(8) ADR計画を効果的なものとするため必要な条件

ADR計画を効果的なものとする条件として、第一に、事件管理計画の場合と同様に、裁判官は、弁護士の関与がADR計画の実施を成功に導くために最も重要であることを強調した。また、裁判官も計画を支持して分裂的ではなく統一的な立場をとることが重要であることを指摘した。第二に、専門的なADR職員への依存が指摘されている。ミズーリ州西部地区における早期評価計画の実行可能性は、ほとんどすべてのADR期日を実施する管理人・調停人に大きく依存している。民事事件に対して早期の評価と和解の機会を提供する計画が、必ずしも単一の裁判所に雇用された調停人に依存する必要はない一方、裁判官は調停人を職員とすることに必要とされる高度の資質の管理と計画の効率性を好んでい

る。ミズーリ州西部地区における計画管理人の独特な役割を別としても、常勤の専門的なADR管理人を有する、ミズーリ州西部地区およびカリフォルニア州北部地区の二つの裁判所は、専門的な管理が弁護士の間でその計画の信頼性を高め、またADRを行う者の資質の管理を確保するのにきわめて重要であると述べた。他方、ウェスト・ヴァージニア州北部地区では、書記官事務所の職員が裁判所のADR計画を管理しており、比較的高い評価を受けた。第三に、ヴォランティアとしての中立人への依存が挙げられている。職員としての調停人を有しないウェスト・ヴァージニア州北部地区とカリフォルニア州北部地区の二つの裁判所では、実行可能なADR計画は、私的な領域における弁護士中立人の貢献に大幅に依存していることは明らかである。裁判所と当事者は無償の労働から大きな利益を受けるのであり、そうでなければ、そのいずれかまたは双方に生じる負担は大きなものとなるであろうと指摘する。⁽⁹⁸⁾

(94) See DONNA STENSTRA ET AL., *supra* note 66, at 16,186 at n. 130.

(94 b) このような長所は、早期評価計画への参加が任意とされたB事件には当てはまらなかった。これは、B事件を早期評価期日に予定することが遅延したこと、より複雑または困難な事件がその計画への参加を選択することをもたらした自主的な選択手続によるものと考えられる。*Id.* at 16.

(95) *Id.* at 16-17.
 (96) *Id.* at 17.
 (97) *Ibid.*
 (98) *Id.* at 18.増加額の中央値は、ミズーリ州西部地区が一五〇〇ドル、ウェスト・ヴァージニア州法区西部地区が一〇〇〇ドル、カリフォルニア州北部地区が三〇〇〇ドルであった。
 (99) *Id.* at 19.も「とも」、現実の訴訟費用の額が得られ、ADR事件と非ADR事件との比較がなされるまでは、この結論は仮定的なものである。

(100) *Ibid.*
 (101) *Id.* at 20.
 (102) *Id.* at 20-21.
 (103) *Id.* at 21.
 (104) *Ibid.*
 (105) *Ibid.*
 (106) *Id.* at 22.
 (107) *Ibid.* また、連邦司法センターの報告書は、当事者にいづれかのADR手続を選択させることの効果について調査を行った。その結果、強制的な計画との関係で、カリフォルニア州北部地区の調査結果によれば、弁護士が自ら参加する手続を選択した場合の方が、ADRからより大きな利益が引き出された。また、この場合、ほとんどの弁護士が仲裁ではなく早期中立的評価を選択しており、この地区では、弁護士がADRを利用する場合、専門的な評価を求めることを望んでいることを示しているとする。*Ibid.*

(108) *Id.* at 23-24.最後に、連邦司法センターの報告書は、裁判所の手続の公正さについての弁護士の評価を行い、約三分の

二の弁護士が、彼らの訴訟事件において使用された事件管理またはADRの手続が非常に公正であると報告した、そして、これに比較的公正であると報告した弁護士を含めると、八〇%を超える弁護士が、その手続を公正なものと評価した(表14参照)。*Id.* at 24.

五 合衆国司法会議 (Judicial Conference of the U. S.) による議会への最終提案

民事司法改革法に基づき、合衆国司法会議は議会に対して、パイロット、比較、およびデモンストラーション地区の裁判所における遅延と費用の減少に関する経験についての報告と、他の地方裁判所がパイロット地区における六つの事件管理に關する原則と指針を一体として採用すべきかどうかについての報告を行うことを義務づけられた。そして、合衆国司法会議は、パイロット計画における六つの原則と指針をその他の裁判所に拡張することを推薦しない場合は、それに代わる、民事訴訟における費用と遅延を減少するための代替的な方法を提案すべきものとされた。⁽¹⁰⁾ 合衆国司法会議は、前述したRAND報告、連邦司法センターの報告、および費用および遅延減少計画を実行した九四のすべての地方裁判所における経験を検討した。その結果、司法会議はパイロット計画にお

る六つの原則と指針を他の裁判所に拡張する推薦を行わず、これに代えて費用と遅延を減少させるための代替的方法に關する計画についての報告書を、一九九七年五月、議会に対して提出した。⁽¹¹⁾ この代替的な計画は、司法会議の代替的な提案、民事司法改革法上の原則と指針に關する推薦、および改革法上の技術に關する推薦から構成されており、以下にその計画の概略を述べることにしたい。

(1) 司法会議の代替的な提案

① 裁判所が実行すべき方法 (a) 民事司法改革法の下で各裁判所に置かれた諮問グループ (advisory group) による手続が、継続されるべきである。民事司法改革法は、各地方裁判所の首席裁判官が、弁護士およびその他の当事者の代表者で構成される諮問グループを選任することを要求しており、司法会議は、この諮問グループによる手続が、訴訟当事者と弁護士を司法の運営に關与させることにより改革法の最も有益な側面のひとつとなったと指摘し、改革法の有効期間経過後も、このグループによる手続が継続されるべきであるとしてい

る。⁽¹²⁾ (b) 事件進行に關する管理についての統計上の報告が、継続されるべきである。事件管理を効率的に行おうとする裁判所の努力の結果の一つとして、三年以上係属する未済事件の数の減少があげられる。この原因の一つは裁判所の事件表を公表したことによるものである。司法会議は、これが訴訟終

了時間の短縮に効果的であることから、改革法の有効期間終了後もこの報告を継続することを計画しているとする。⁽¹³⁾

(c) 複雑な事件において、早期のかつ確定的な審理期日より短期のディスカヴァリの期間を設定することが奨励されるべきである。RAND報告における最も重要な調査結果の一つは、早期の確定的な審理期日の設定と、ディスカヴァリの期間の制限とを組み合わせることが、複雑な民事訴訟事件において費用を増加させずに遅延を減少させることができるということである。このような点から、司法会議は、司法運営および事件管理に關する委員会に対して、司法官が早期の審理期日を設定することを促進する事件管理手続を考慮するように推薦している。また、同様に訴訟手続規則に關する委員会に対して、司法官が審理期日の設定を相当な期間内に行うものとするよう連邦民事訴訟規則一六条を改正すべきであるかを考慮し、またディスカヴァリに關する一定の期間制限を連邦上の規則により要求すべきであるかどうかを含め、ディスカヴァリの性格と範囲を再検討する計画を継続すべきことを推薦している。⁽¹⁴⁾

(d) 治安判事 (magistrate judge) を効率的に利用することが、奨励されるべきである。

RAND報告は治安判事の利用を考慮し、一定の治安判事が、非終局的な審理前の活動について問題を生ずることなくかつ弁護士の満足度を増加させる形で、裁判官に代替させる

ことができるとの報告を行った。また、司法会議も、連邦裁判所の長期計画の推薦六五⁽¹⁵⁾において、治安判事の利用を考慮した。合衆国憲法第三条の地方裁判所における付属的な司法官として、治安判事は、裁判官の職務量に基づく要求に対応するために、終身雇用される地方裁判所裁判官の職務を補充する目的で利用することのできる必要不可欠な人的資源となっている。地方裁判所は、地方的な状況と職務量の変化に伴う必要に応じて、治安判事の最も効果的な利用を柔軟に促進することができる。したがって、司法会議は、連邦裁判所の長期計画推薦六五にしたがい、治安判事の効果的な利用を推薦するとしている。⁽¹⁶⁾

(e) 事件管理についての首席裁判官の役割が加重されるべきである。地方裁判所制度においては、首席裁判官は最も明白かつ重要な制度上の指導者としての地位にある。RAND報告は、連邦裁判所の管理機構におけるこの地位の重要性と、司法運営および制度的な事件進行に關する管理についての専門的知識における卓越性をも指摘している。連邦裁判所の長期計画はこの地位の重要性を指摘しており、それをさらに研究を要するその他の争点に含めている。⁽¹⁷⁾ したがって、司法会議は、裁判所の運営および事件管理に關する委員会に対して、その調査の項目を拡大し、制度的な事件進行に關する管理についての首席裁判官の役割と訓練に關連した研究と推薦を含めるよう指示するものとしている。⁽¹⁸⁾

(f) 効率的な事件管理を進めるため、巡回区相互間、および巡回区内での裁判官の任命が促進されるべきである。合衆国法に基づき、訪問裁判官 (visiting judges) は、未済事件の減少に大きく役だっており、それによって裁判所が早期のかつ確定的な審理期日を設定することを可能にしている。⁽¹⁰⁾ 連邦裁判所の長期計画における推薦六二⁽¹¹⁾において論じられているように、これらの制定法は、司法官を未済事件表のために司法的な危機に直面した裁判所に暫定的に転任することを可能としている。一定の期間任命されたそのような地位にある者に依存できることは、裁判所が早期のかつ確定的な審理期日を設定し、また当事者に対して早期のディスカバリを行うよう要求することに大いに役立つ。これらの制定法は、民事事件および未済事件表上の遅延に対処する強力な手段となるので、司法会議は、そのような裁判官の利用の増加を承認するものとしている。また、司法会議は、適切な委員会に対して、巡回区相互間および巡回区内での裁判官の任命の利用を合理化し迅速化する方法を検討するよう指示するものとしている。⁽¹²⁾

(g) 効果的な事件管理に関する教育が、法的な団体のすべてに拡張されるべきである。民事司法改革法から生じた主たる利益の一つは、司法部に対する教育的価値であった。第一に、それは司法部が、事件管理についての裁判官と職員⁽¹³⁾の教育に長期にわたり専念することを促進し、また第二に、各裁

判区において任命された諮問グループを通して、弁護士に対して訴訟管理についての裁判官と法律家の責任を十分に理解させるものとなった。司法部内では、改革法は、効果的な事件管理のための出版や調査研究をもたらした。司法部外においては、司法会議は、このような教育を法的な団体のすべてに拡張すべきことを推薦している。ロー・スクールは、法律家のための効率的な事件管理についての訓練を含めることを奨励される。法律家のための継続的な法学教育は、ADRの訓練や限定されたディスカヴァリに基づく効果的な代理を含んだ、様々な事件管理手続を包含すべきである。裁判官に対する継続的教育と弁護士に対する訓練の増加は、連邦司法制度における事件管理の効率性をおおいに促進するであろうとする。⁽¹⁴⁾

(h) 地方裁判所における、電子的科学技術の利用が促進されるべきである。現代の遠隔通信およびその他の電子的技術の利用は、民事訴訟における時間と費用を著しく節減する可能性を有している。連邦裁判所はそのような技術の利用を拡大してきたのであり、またこの領域において将来数多くのそのような技術の利用を開始することを計画している。そして、議会は、司法部の自動化および科学技術上の努力のために適切な資金の提供を行うべきであるとしている。⁽¹⁵⁾

② 議会および行政部の協力を必要とする方法 (a) 裁判官の不足が訴訟の遅延に及ぼす影響が、承認されるべきであ

る。民事司法改革法における三九の諮問グループの報告書が、裁判官の欠員を補充するために必要とされる期間の長さを、連邦司法制度における遅延の根本的な原因として指摘している。裁判官の欠員は、迅速な民事訴訟の進行に対する重大な障害となる。なぜなら、裁判所は不十分な人数の裁判官で長期にわたり活動しなければならぬからである。連邦裁判所が民事訴訟を効率的かつ適時に処理する能力を確保するため、司法会議は、行政部および立法部が、裁判官の欠員の充足を優先させることを求めるものとしている。また、司法会議は、注意深く抑制された憲法第三条の司法部の発展の必要性や、新たな裁判官職の創造に代わる適切な方法を尽くすことの重要性に配慮するものとしつつ、裁判上の要求に応じるために新たな裁判官職が必要であると判断されるときは、それらの地位を承認する迅速な議会の行為が、司法部の訴訟遅延の減少を促進することになるであろうとする。⁽¹⁶⁾

(b) 新たな刑事上および民事上の法律の制定が連邦地方裁判所の事件表と司法資源に及ぼす影響が、承認されるべきである。民事司法改革法に関する調査の過程は、民事訴訟における費用と遅延の原因に対する洞察を提供する一方、多くの諮問グループが裁判所の統制の及ばないその他の要因を指摘する。これらに属するのは、連邦上の刑事訴追の増加、刑法の連邦化、および新たな連邦上の民事に関する訴訟原因の創造である。確かにこのような政策上の目的を追求することは、

行政部および立法部の特権であろう。しかし、それらは、民事訴訟事件の終了の全般に悪影響を及ぼすことが承認されるべきであるとする。議会は、既存の法律と係属中の立法が司法部の規模と発展を制限する必要性に及ぼす影響を考慮すべきであり、これらの衝突する目的の均衡を失するならば、訴訟事件表が過密になるにつれ、訴訟遅延が増加するであろうと指摘する。そして、新たな法律が制定されるときは、議会はその実施に必要な資源を配分すべきであるとする。⁽¹⁷⁾

(c) 十分な法廷のスペースが裁判官の事件管理を促進するのであり、それらが利用できるようにすべきである。利用できる法廷を保証することは、裁判官が確定した審理期日を設定することにより迅速に事件を処理することを可能とし、またそれは民事事件における和解を促進し、審理に進む事件に要するほどの時間を必要としない。司法部は、近時の予算上の制限を認識しており、また積極的に裁判所が必要とするスペースに関する費用を抑制する方法を検討している。しかし、司法会議は、法廷の数を制限することによって費用を節減しようとするのに対しては慎重であるよう助言するものとしている。⁽¹⁸⁾

(2) 民事司法改革法の原則と指針に関する推薦

① 費用と遅延を減少させるための民事事件の類型的取扱いが支持される。合衆国司法会議は、費用と遅延を減少させるための民事事件の類型的取扱いを支持するとする。この

原則は連邦規則において長く承認されてきたのであり、長年にわたり新任裁判官を訓練するための基本的な構成要素となってきた。行政的または準行政的な事件（例えば、社会保障や学生ローン事件等）の類型的な処理を広く利用することも、また承認される。類型的な事件管理の概念は、その請求について正式な対立的手続を経る必要が低く、また訴額が限定された請求を有する原告について、標準化された事件管理手続を提供することによって、もっとも大きな利益をもたらす。しかしながら、トラック機構は、常にもっとも効率的な類型的な事件管理の形態であるわけではない。パイロット裁判所が示すように、その機構は官僚的となったり、処理が難しく、また実行が困難となる場合もある。したがって、司法会議は、受理した事件の性質が類型的な事件管理としてより固定的なトラック型を必要とするのか、裁判官による裁量型を必要とするのかの判断を、各地区が地方的に継続して行うことを推薦している。⁽¹²⁵⁾

②連邦民事訴訟規則一六条（b）項において規定される早期の事件管理が支持される。早期の事件管理と早期の審理期日の設定がディスカヴァリの期限の短縮と結びつくならば、九ヶ月を超えて係属する訴訟事件の終了時間は、三〇％短縮されるとするRAND報告の調査に基づき、司法会議は、早期の裁判官による事件管理の構想を支持する。そして、早期の裁判官による事件管理は、すでに被告に対する訴

状送達の後一二〇日以内に裁判所がスケジュール命令を発することを要求している連邦民事訴訟規則一六条により対処されており、また、早期の確定的な審理期日と短期のディスカヴァリの期間の設定も、連邦民事訴訟規則一六条（b）項（4）—（6）によりすでに対処されているとする。したがって、司法会議は、次のような推薦を行うものとしている。第一に、裁判所の運営および事件管理に関する委員会は、司法官が早期の審理期日を設定するよう促す事件管理手続を考慮すべきである。第二に、訴訟手続規則に関する委員会は、司法官が各事件においてそれぞれの審理期日を設定することを要求するように、連邦民事訴訟規則一六条を改正すべきかどうかを考慮すべきである。第三に、同委員会は、ディスカヴァリに関する一定の期間制限が連邦上の規則により要求されるべきかどうかを含め、ディスカヴァリの性格と範囲を再検討する計画を継続すべきである。⁽¹²⁷⁾

③連邦民事訴訟規則一六条および二六条（f）項において規定されるディスカヴァリ管理計画（discovery management plan）の利用が支持される。司法会議は、複雑な民事上の審理における効果的な管理方法として、ディスカヴァリ管理計画を支持する。近時、たいいていの裁判所がディスカヴァリ・スケジュールの作成を要求しており、通例これに対応したスケジュール命令が、連邦規則一六条により発せられる。司法会議は、訴訟手続規則に関する委員会が、連邦上の統一

的適用による利益が、連邦規則二六条（f）項に代わる地方規則（local rule）における手続のもたらす利益を上回るかどうかを検討することを含め、ディスカヴァリの性格と範囲を再検討する計画を継続することを推薦するものとしている。⁽¹²⁶⁾

④自発的な情報の交換に関する補足的な情報が推薦される。改革法における第四の原則は自発的なディスカヴァリに関するものである一方、RAND報告は、それについて司法会議が一定の推薦を行うために必要な、強制的なディスカヴァリと区別された適切な情報を提供しなかった。したがって、司法会議は、訴訟手続規則に関する委員会に対して、ディスカヴァリの開示の範囲と性格を再検討する計画の一部として、連邦民事訴訟規則二六条（a）項を連邦上統一的に適用する必要性、特に連邦民事訴訟規則二六条（a）項を連邦上統一的に適用することによる利益が、地方規則による代替的な手続がもたらす利益を上回るかどうかを再検討することを推薦するものとしている。⁽¹²⁸⁾

⑤ディスカヴァリに関する紛争についての申立てを行う前に、弁護士が会合協議すべき要件が支持される。この原則は司法会議により承認され、一九九三年の連邦民事訴訟規則三七条（a）項（2）（A）および（B）、三七条（d）項、二六条（c）項、二六条（f）項の改正によりもたらされた。したがって、この点についてさらに推薦の必要はない。⁽¹²⁹⁾

⑥適切なADRの方式が奨励される。多くの裁判所が

ADRは当事者にとり有益なものであると認めた一方で、RAND報告はある特定のADRの方式を司法部の規模で実施するよう要求することについて警告を発している。積極的な費用と遅延の減少の効果を見出すことができないにもかかわらず、司法会議は、法律家と当事者の満足度の増加といった、しばしばADRに関連した（しかも連邦司法センターの資料と調査結果に現れている）積極的な特質は、その実験を継続することに賛成するものと考えるところ。研究の方法には、治安判事の和解に関する役割の拡大、ADR計画の運営のための裁判所職員の効果的な利用、および州裁判所および弁護士会との協力的なADR計画が含まれるとする。司法会議は、連邦裁判所の長期計画に関する推薦三九⁽¹³⁰⁾において承認されているように、適切な方式のADRを継続的に利用することを支持する。多くの裁判所が、費用または遅延を増加させずに裁判所の公平性と即応性（responsiveness）についての満足度の増加をもたらす、裁判所の監督下にある裁判所付属のADR計画を運営する能力があることを示し、またそれに専念してきた。したがって、司法会議は、地方の裁判区が、拘束力のない仲裁を含めた、適切なADRの計画の発展を継続することを推薦する。また、司法会議は、訴訟手続規則に関する委員会が、ADRについての連邦民事訴訟規則一六条における裁判所の経験を調査し、ADRの役割を高めるため当該民事規則の改正を必要とするか否かを考慮することを推

薦するものとしている。⁽¹³²⁾

(3) 民事司法改革法上の技術に関する推薦

①最初の審理前協議におけるディスカヴァリ計画書の提出は、連邦民訴規則二六条 (f) 項で規定された。連邦民訴規則二六条 (c) 項、二六条 (f) 項、三七条 (a) 項 (2) (A)・(B) に対する一九九三年の改正は、弁護士がディスカヴァリに関する申立ての前に協議を行うことを要求している。連邦民訴規則二六条 (f) 項に対する一九九三年の改正は、開示とディスカヴァリのための計画を含めた、一般的な当事者の会合の要件を採用するとともに、地方規則が一定の種類 of 行為のみを免除することを許容している。RAND 報告の調査結果に基づき、司法会議は、この技術についてその他の要件の採用を推薦しないものとするが、訴訟手続規則に関する委員会に対してディスカヴァリおよび開示の範囲と性格を再検討する計画の一部としてこの技術を検討することを推薦する。⁽¹³³⁾

②当事者を拘束する権限を有する代理人が、すべての審理前協議において出席することを要件とすることが、支持される。司法会議は、連邦民訴規則一六条 (c) 項に対する一九九三年の改正がこの技術を受け入れたことを指摘し、したがって、これについての推薦は不要であるとす。⁽¹³⁴⁾

③ディスカヴァリの延期または審理の延期の要求について、弁護士と当事者の署名を要求することは、支持されない。

この技術が弁護士と裁判所によってほとんど拒絶され、また RAND 報告がなんらの肯定的な証拠をも提供していない点に注目し、司法会議は、この技術を推薦しないものとしている。⁽¹³⁵⁾

④早期中立的評価 (ENE) の利用が支持される。司法会議は、早期中立的評価の利用を、改革法の原則および指針の推薦第六において承認された適切な ADR の方式として支持する。⁽¹³⁶⁾

⑤当事者を拘束する権限を有する代理人が、すべての和解協議に出席することを要件とすることが支持される。司法会議は、連邦民訴規則一六条 (C) 項に対する一九九三年の改正がこの技術を受け入れたことを指摘し、したがって、これについての推薦は不要であるとす。⁽¹³⁷⁾

⑥治安判事の効果的な利用が、促進されるべきである。司法会議は、審理前の活動を監督するために司法官を利用することが重要であることを承認し、また治安判事の利用が地方裁判所におけるより効率的な事件管理と弁護士の満足を導きうることを承認する。したがって、司法会議は、これらの者を地方裁判所における ADR 計画において利用することを認め、連邦裁判所の長期計画における推薦六五にしたがって、これらの者の効果的な利用を支持するとしている。⁽¹³⁸⁾

(139) See Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L.

- No. 101-650, §105 (c) (2) (C), 104 Stat. 5097 (as amended Pub. L. 104-307, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (10) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESSMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES (1997), *reprinted in* 175 F. R. D. 62 (1997) [hereinafter JUDICIAL CONFERENCE REPORT].
- (11) See JUDICIAL CONFERENCE REPORT, *supra* note 110, at 2, 18-19.
- (12) *Id.* at 3, 19.
- (13) *Id.* at 3, 19-20.
- (14) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE LONG RANGE PLAN FOR THE FEDERAL COURTS 101, Recommendation 65 (1995).
- (15) See JUDICIAL CONFERENCE REPORT, *supra* note 110, at 3, 20.
- (16) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, *supra* note 114, at
- (17) See JUDICIAL CONFERENCE REPORT, *supra* note 110, at 3, 20.
- (18) See 28 U. S. C. § 291-297 and 28 U. S. C. § 636.
- (19) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, *supra* note 114, at 98, Recommendation 62.
- (20) See JUDICIAL CONFERENCE REPORT, *supra* note 110, at 3-4, 20-21.

アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価 (小松良正)

- (21) *Id.* at 4, 21.
- (22) *Id.* at 4, 21-23.
- (23) *Id.* at 4, 23-24.
- (24) *Id.* at 5, 24-25.
- (25) *Id.* at 3, 25.
- (26) *Id.* at 5, 26-28.
- (27) *Id.* at 5, 29-31.
- (28) *Id.* at 5, 31-33.
- (29) *Id.* at 6, 33-34.
- (30) *Id.* at 6, 34-35.
- (31) See JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, *supra* note 114, at 70, Recommendation 39, 35-38.
- (32) See JUDICIAL CONFERENCE REPORT, *supra* note 110, at 6, 35-38.
- (33) *Id.* at 6, 39-40.
- (34) *Id.* at 7, 40-41.
- (35) *Id.* at 7, 41.
- (36) *Id.* at 7, 41-42.
- (37) *Id.* at 7, 42-43.
- (38) *Id.* at 7, 43-44. 最後に、司法会議は、報告書の結論の中で継続的な民事司法改革の展望として、次のような点が考慮されなければならないとする。まず第一に、訴訟の「迅速な」処理を目指す必要がある一方で、「適正な」裁判をも確保する必要があることである。第二に、訴訟手続の展開に際して、連邦的な統一と地方的規則による選択との間で適正なバランスをはかる必要があることである。第三に、民事司法改革法が与える必要な当事者や弁護士に与えた財政的な影響を評価す

る必要があることである。改革法が小規模の実務家に対する費用を増加させたとすれば、低所得者または少額の請求を有する者の裁判へのアクセスを減少させ、改革法の目的を挫折させるであろうとする。第四に、当事者、弁護士および裁判官は、改革法上の事件管理に関する諸原則に対して十分な経験を有していないので、これらの手続が成功したか否かについての最終的な評価は、なお一層の経験を待つ必要がある。そして、最後に、裁判所が手続改革を通して訴訟の遅延と費用を減少させる能力には限界があることである。Id. at 45-47.

六 総括

以上、RAND報告および連邦司法センターの報告における民事司法改革法の評価と、合衆国司法会議の議会に対する最終報告書について検討してきたが、最後に若干の総括を行ってみたい。

1 RAND報告および連邦司法センターの報告の評価について

民事司法改革法の方策の一つである裁判官による早期の事件管理については、双方の報告書とも、全体としてその施行前と施行後において、訴訟処理時間や費用等について重要な相違がみられなかったとする点については、類似した結論を

示している。他方、個別的な手続との関係では、RAND報告は、訴訟処理時間の短縮に効果的なものとして、①裁判官による早期の事件管理、②早期の審理期日の設定、③ディスカヴァリの終了期限の短縮、および④和解協議での当事者の出頭または電話での利用可能性をあげ、費用の減少に効果的なものとしてディスカヴァリの終了期限の短縮をあげる。そして、連邦司法センターの報告書は、訴訟処理時間の短縮に効果的な手続として、①早期の事件管理協議とスケジュール命令、②電話の利用、③その他の事件管理手続（申立処理、ディスカヴァリの期間制限、審理期日の設定、事件管理トラック、弁護士の会合協議および共同書面）、④開示、⑤ADRをあげ、費用の低廉化に効果的なものとして、①最初の事件管理協議とその期日における裁判官との接触、②電話の利用、③申立処理、④弁護士の会合協議および共同書面、⑤開示、⑥ADRをあげる。これに対して、ADRについては、RAND報告が消極的な評価を行っている一方、連邦司法センターの報告書は、訴訟処理時間や費用等の点で一定の成果が認められたことを指摘し、異なった結論を示している点が注目される。

民事司法改革法の施行前と施行後において、全体として訴訟処理時間や費用等について大きな相違が見られなかったとするRAND報告の結論については、次のような指摘がある。第一に、民事司法改革法が訴訟の費用および遅延の解消を目

的として規定した一連の方策のいくつかは、改革法の施行前にすでに連邦裁判所において実施されていたものであり、しかも、連邦裁判所は、州裁判所と比較すると迅速に訴訟事件を処理しており、したがって改革法の施行前と施行後において重要な相違がみられないとの結論は、ある意味で当然の結果であるという指摘である。第二に、これと関連して、議会⁽¹⁴⁾は、いわば連邦裁判所の訴訟手続において費用と遅延を生じさせる真の原因を十分に検討しないまま、改革法を施行しようとしたとの批判がなされている。第三に、民事司法改革法上の規定の文言が明確性を欠き、したがって裁判官による裁量の余地を大幅に認めるものとなり、その結果、裁判官により手続が異なり、全体として十分な成果が上がらなかったという指摘である。第四に、RAND報告は、その時間的な制約からまだ計画の要件が十分に知られていない早い時期に収集された資料に基づき調査を行わざるをえず、計画の有効性を十分に検証することができなかった可能性があるとする。最後に、RAND報告が統計的調査を行った際、RAND報告自身が指摘するように、調査の対象となった裁判所は無作為に抽出されたものではなく一定の基準から選択されたものであるため、選択上のバイアスが生じる可能性があることである。⁽¹⁵⁾

2 合衆国司法会議の議会に対する最終報告について

アメリカ合衆国における民事司法改革法の評価（小松良正）

合衆国司法会議が、民事司法改革法に基づき議会に対して提出した最終報告書については、なお今後の評価を待つ必要があるが、現在次のような指摘がなされている。まず第一に、司法会議が議会に推薦した費用と遅延の解消のための代替的計画は、それほど多くの方策を含まず、またそれらのほとんど全てがすでに裁判所により実施されている点で、あまり意欲的なものではなかったという点である。司法会議は、費用と遅延の減少に効果的なその他の方策を報告書に含めるべきであったとする。例えば、ディスカヴァリに関する紛争の電話による解決や、治安判事の積極的な利用、そしてミズーリ州におけるADRは裁判所により効果的なものと判断された。司法会議は、これらの点に言及してはいるが、これらをもう少し詳細に検討し、より詳細な推薦を行うべきであったとする。第二に、司法会議は、パイロット地区に関するRAND報告とデモンストレーション地区に関する連邦司法センターの報告書に依存しすぎているとの批判が可能であろうとする。第三に、司法会議は、一般的には連邦司法部の特権を、そして個別的には連邦規則の改正手続における役割を過度に守ろうとし、また議会が民事司法改革法を成立させた時点において存在した手続上の現状を回復しようとしたとの指摘である。最後に、司法会議は、民事司法改革法とこれに基づいて採用された手続が、実際に一九九七年一月一日にその効力を失うか否かという問題を明確に解決すべきであったとする。制

定法上の文言は、その立法が一九九七年一月一日に効力を失うとは明確に規定しておらず、また立法経過 (Legislative history) もその点については明確でないとする。その文言と立法経過は、連邦裁判所が一九九七年一月一日に費用と遅延の減少のための方法を探ることの中止を指示するように解釈しうるが、それらはまた、議会と司法部に対して改革法とそれに基づいて定められた方策を再度承認するよう積極的な判断をなすことを要求するようにも解釈しうる。それゆえ、もし改革法が再度承認されなければ、九四の地区が改革法の下で採用した方策で連邦民訴規則と抵触するものも、また同時に効力を失うことになるであろうとする⁽¹⁴⁷⁾。

3 民事司法改革法がもたらしたもの

民事司法改革法は、RAND報告や連邦司法センターの報告によれば、これまでのところ必ずしも訴訟における費用と遅延の軽減という点で十分な成果をあげたとはいえないかもしれない。しかし、RAND報告が指摘するように、パイロット計画を実行する過程そのものが、弁護士と裁判官に対して、民事訴訟における費用と遅延を減少させるために効率的な事件管理を行う必要があるという自覚を促したことは注目されるであろう⁽¹⁴⁸⁾。裁判官と弁護士の側にこのような事件管理に向けられたある種の意識改革を生じさせたことは、改革法の最も大きな成果の一つと見てよいであろう。また、各裁

判区における諮問グループが指摘したように、民事訴訟における費用と遅延の原因には、裁判所の訴訟手続に関するもの他、連邦刑事事件の増加や裁判官の欠員補充の遅延といった、裁判所の統制の及ばない事項にかかわるものがあり、しかも重要な比重を占めることが明らかにされた点も重要であると考える⁽¹⁴⁹⁾。さらに、民事訴訟における費用と遅延を軽減するための方策として改革法の重要な柱とされた裁判官による早期の事件管理やADRについても、再度その意義について検討を促す契機を与えることになったことも、改革法のもたらした重要な成果の一つとして指摘しておきたい⁽¹⁵⁰⁾。

(139) See Cavanagh, *The Civil Justice Reform Act of 1990: Regulated in Pace*, 173 F. R. D. 583 (1997). また、Cavanagh 教授は、民事司法の改革というものは一朝一夕に行えるものではなく、新たな手続が弁護士と裁判官の日常的な制度となるためには長い年月を要するのであり、RAND報告の結果は、この現実を如実に示している。Ibid.

(140) Ibid.

(141) See James S. Kakalik et al., *supra* note 27, at 93. また、改革法は、「下からの」(bottom up) 改革を目指し、他の連邦裁判所に対して費用と遅延の減少計画の具体的な内容を各裁判所の判断に委ねたため、訴訟手続が各裁判所に異なることとなり、全体として十分な効果が上がらなかったとも考えられる。Ibid. See also Cavanagh, *supra* note 139, at 576-577.

(142) See Cavanagh, *supra* note 139, at 583.

(143) See James S. Kakalik et al., *supra* note 27, at 92; Garth, *Observations on an Uncomfortable Relationship: Civil Procedure and Empirical Research*, 49 ALA. L. REV. 108-109 (1997).

(144) Tobias, *The Judicial Conference Report and the Conclusion of Federal Civil Justice Reform*, 175 F. R. D. 359-360 (1997).

(145) *Id.* at 360. もっとも、議会は、司法会議がこれらの報告書における評価を重視することを予想していたと考えられ、またこれらの報告書における分析の専門的かつ包括的な性質は、司法会議がこれらの報告書を利用したことを支持するであろうとする。Ibid.

(146) *Ibid.* もっとも、司法会議の報告書がこのような見解を反映しているとしても、六〇年もの間、裁判所、議会そして一般公衆に貢献してきた連邦規則改正手続の有効性や、民事司法改革法の実行が生み出したであろう混乱と分裂、そして裁判所が適用した制定法上の手続における効果の明白な限定性によれば、司法会議のこのような展望は正当化しえたであろう。Ibid.

(147) *Id.* at 360-362.

(148) See J. S. Kakalik et al., *supra* note 27, at 32.

(149) *Id.* at 32-33.

(150) See e. g., Rice, *The Civil Justice Reform Act Conference: A Reporter's View*, 49 ALA. L. REV. 265 (1997); Resnik, *Changing Practices, Changing Rules: Judicial and Congressional Rule making on Civil Juries, Civil Justice, and Civil Judge-*